# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

（平成25年２月　第２回訂正分）

# 株式会社メドレックス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年２月１日に四国財務局長に提出し、平成25年２月２日にその届出の効力が生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年１月７日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年１月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,202,200株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し477,700株（引受人の買取引受による売出し128,200株・オーバーアロットメントによる売出し349,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年２月１日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部　【証券情報】

## 第１　【募集要項】

### ２　【募集の方法】

平成25年２月１日に決定**された**引受価額**(920円)**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額**(発行価格1,000円)**で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定**された**価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「911,710,800」を「1,013,012,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「911,710,800」を「1,013,012,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 4　資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5　本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6　本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)５の全文削除及び６、７の番号変更

## ３ 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)１」を「1,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)１」を「920」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)３」を「460」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)４」を「１株につき1,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1　発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(800円～1,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は920円と決定いたしました。

2　「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,000円)と会社法上の払込金額(680円)及び平成25年２月１日に決定された引受価額(920円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3　資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は460円(増加する資本準備金の額の総額1,013,012,000円)と決定いたしました。

4　申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(１株につき920円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7　販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)８の全文削除

## 4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2　引受人は新株式払込金として、平成25年２月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(**１株につき920円**)を払込むことといたします。

3　引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(**１株につき80円**)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1　上記引受人と**平成25年２月１日**に元引受契約を締結**いたしました。**

## 5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,823,421,600」を「**2,026,024,000**」に訂正。

「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「12,000,000」を「**14,000,000**」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,811,421,600」を「**2,012,024,000**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1　払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額**であります。**

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額**2,012,024**千円については、「1　新規発行株式」の(注) ３記載の第三者割当増資の手取概算額上限**321,540**千円と合わせて、ETOREATの第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費に583,000千円、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に**1,346,564**千円を充当し、また、返済期限が平成25年12月期末である借入金の返済として404,000千円を充当する予定です。

研究開発費の充当時期については、ETOREATの研究開発費用に対しては平成25年12月期に407,000千円、平成26年12月期に176,000千円を充当し、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に対しては平成25年12月期に203,000千円、平成26年12月期に186,000千円、平成27年12月期以降に残額を充当する予定にしております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

# 第２ 【売出要項】

## １ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年２月１日に決定された引受価額(920円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

**＜欄内の数値の訂正＞**

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「115,380,000」を「128,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「115,380,000」を「128,200,000」に訂正。

**＜欄外注記の訂正＞**

(注) ３ 振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

４ 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

５ 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３ ロックアップについて」をご参照下さい。

**(注)３、４の全文削除及び５、６、７の番号変更**

## ２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

**＜欄内の記載の訂正＞**

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)１(注)２」を「1,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)２」を「920」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)２」を「１株につき1,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)３」を「(注)３」に訂正。

**＜欄外注記の訂正＞**

(注) ２ 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

３ 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(１株につき80円)の総額は引受人の手取金となります。

４ 上記引受人と平成25年２月１日に元引受契約を締結いたしました。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

**＜欄内の数値の訂正＞**

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「314,550,000」を「**349,500,000**」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「314,550,000」を「**349,500,000**」に訂正。

**＜欄外注記の訂正＞**

(注) 1　オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果、**野村證券株式会社が行う売出しであります。

**5**　振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

**(注)５の全文削除及び６の番号変更**

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

**＜欄内の数値の訂正＞**

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)１」を「**1,000**」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)１」を「**１株につき1,000**」に訂正。

**＜欄外注記の訂正＞**

(注) 1　売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により、平成25年２月１日に決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2　第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松村眞良及び松村米浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年１月７日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式349,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| （１） | 募集株式の数 | 当社普通株式　349,500株 |
| （２） | 募集株式の払込金額 | １株につき680円 |
| （３） | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | **増加する資本金の額 160,770,000円（１株につき金460円）**<br>**増加する資本準備金の額 160,770,000円（１株につき金460円）** |
| （４） | 払込期日 | 平成25年３月12日（火） |

（注）　割当価格は、平成25年２月１日に決定**された**「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額**(920円)**と**同一であります。**

（以下省略）

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

（平成25年１月　第１回訂正分）

# 株式会社メドレックス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年１月24日に四国財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年１月７日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,202,200株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年１月23日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し477,700株（引受人の買取引受による売出し128,200株・オーバーアロットメントによる売出し349,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第一部　証券情報　第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」並びに「第四部　株式公開情報　第３　株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部　【証券情報】

## 第１　【募集要項】

### １　【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

（注）２　当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３　上記とは別に、平成25年１月７日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式349,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）２の全文削除及び３、４の番号変更

## 2 【募集の方法】

平成25年２月１日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４ 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年１月23日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(680円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

**＜欄内の数値の訂正＞**

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「810,409,600」を「911,710,800」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「810,409,600」を「911,710,800」に訂正。

**＜欄外注記の訂正＞**

(注) ３　発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

５　仮条件(800円～1,000円)の平均価格(900円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,981,980,000円となります。

## 3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

**＜欄内の数値の訂正＞**

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)２」を「680」に訂正。

**＜欄外注記の訂正＞**

(注) １　発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は800円以上1,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年２月１日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①第一パイプラインであるETOREATにおいて、第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験が１つ成功しており、早期の黒字化が期待できること。

②米国市場における市場拡大とETOREATの収益力に期待が持てること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は800円から1,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

２　「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(680円)及び平成25年２月１日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８　引受価額が会社法上の払込金額(680円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 4 【株式の引受け】

**＜欄内記載の訂正＞**

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社1,806,100、ＳＭＢＣ日興証券株式会社116,500、香川証券株式会社69,900、いちよし証券株式会社46,600、エース証券株式会社23,300、株式会社ＳＢＩ証券23,300、髙木証券株式会社23,300、中銀証券株式会社23,300、マネックス証券株式会社23,300、丸三証券株式会社23,300、みずほ証券株式会社23,300」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1　上記引受人と発行価格決定日(平成25年２月１日)に元引受契約を締結する予定であります。

2　引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注)１の全文削除及び２、３の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,620,819,200」を「1,823,421,600」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,608,819,200」を「1,811,421,600」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1　払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(800円～1,000円)の平均価格(900円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,811,421千円については、「1　新規発行株式」の(注) 3記載の第三者割当増資の手取概算額上限289,386千円と合わせて、ETOREATの第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費に583,000千円、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に1,113,807千円を充当し、また、返済期限が平成25年12月期末である借入金の返済として404,000千円を充当する予定です。

研究開発費の充当時期については、ETOREATの研究開発費用に対しては平成25年12月期に407,000千円、平成26年12月期に176,000千円を充当し、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に対しては平成25年12月期に203,000千円、平成26年12月期に186,000千円、平成27年12月期以降に残額を充当する予定にしております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

# 第２ 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「102,560,000」を「115,380,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「102,560,000」を「115,380,000」に訂正。

＜欄内の記載内容の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：「愛媛県松山市三番町４丁目12番地１　いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合」を「愛媛県松山市南堀端町１番地　いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3　売出価額の総額は、仮条件(800円～1,000円)の平均価格(900円)で算出した見込額であります。

5　振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「279,600,000」を「314,550,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「279,600,000」を「314,550,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）５　売出価額の総額は、**仮条件（800円～1,000円）の平均価格（900円）で算出した見込額であります。**

６　振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）**２**に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２　第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松村眞良及び松村米浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年１月７日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式349,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| （１） | 募集株式の数 | 当社普通株式　349,500株 |
| （２） | 募集株式の払込金額 | **１株につき680円** |
| （３） | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、「会社計算規則」第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注） |
| （４） | 払込期日 | 平成25年３月12日（火） |

（注）　割当価格は、平成25年２月１日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

**（注）１の全文削除及び２の番号削除**

（以下省略）

## 第四部　【株式公開情報】

## 第３　【株主の状況】

＜欄内の記載内容の訂正＞

いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合の「住所」の欄：「愛媛県松山市三番町４丁目12番地１」を「**愛媛県松山市南堀端町１番地**」に訂正。

# 新株式発行並びに
# 株式売出届出目論見書

平 成 25 年 1 月

株式会社メドレックス

1　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,497,496千円(見込額)の募集及び株式102,560千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式279,600千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成25年１月７日に四国財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

## 株式会社メドレックス

香川県東かがわ市西山431番地7

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。なお、本書において使用される専門用語につきましては、＊印を付けて「第二部　企業情報　第１　企業の概況　３事業の内容」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

## 1. 事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社IL Pharma Inc.、持分法適用会社の株式会社ケイ・エムトランスダームの３社で構成され、現在開発中のETOREATなど当社独自の経皮吸収*型製剤技術を基に新たな医薬品を生み出す創薬企業グループです。イオン液体を利用した独自の経皮吸収型製剤技術ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）を中心とした医薬品製剤技術により、薬効の極大化、副作用の低減、飲み忘れ防止や経口投与が困難な患者への投与を可能にして、新たな付加価値を有する医薬品を生み出すことを目指しております。

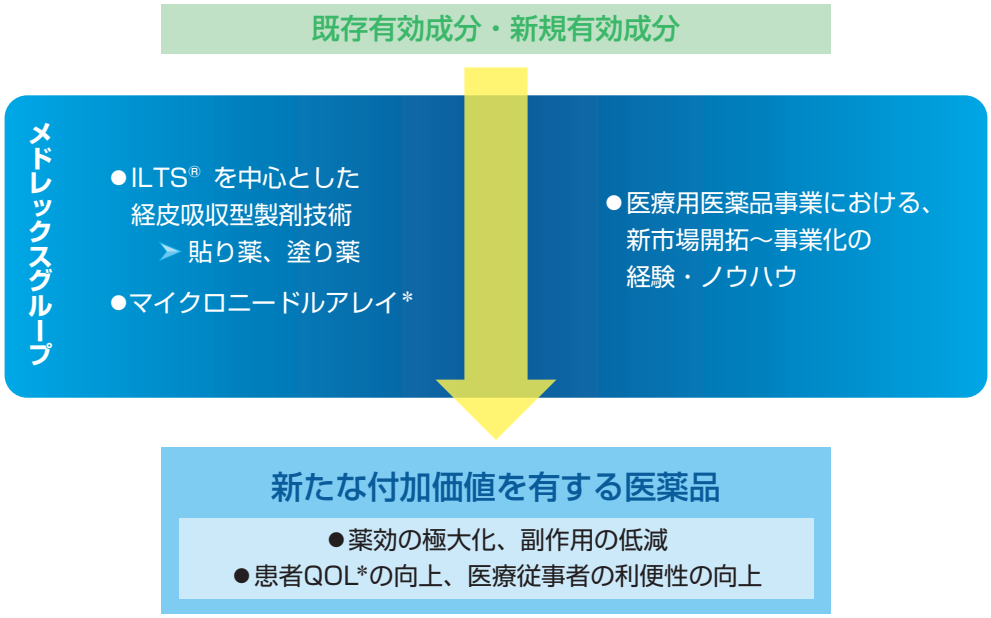

## ILTS® （Ionic Liquid Transdermal System）

### ～独自の経皮製剤技術～

経皮吸収型医薬品には、嚥下障害等で経口投与が困難な患者にも投与可能、ファーストパスエフェクト*を受けない、薬物の血液中の濃度を一定に保ち効果を持続させ易い、注射剤と異なり投与時に痛みを感じない等の様々な利点があります。疾患別に見ると、昨今の潮流として、局所作用型の疼痛治療用薬剤に加え、アルツハイマー病やうつ病のような精神疾患系薬剤においても、QOL及びコンプライアンスの向上（飲み忘れ等の防止）に寄与する経皮吸収型製剤が、アンメット・メディカルニーズ*に応える形で開発及び市場投入されています。

一方、皮膚は人体にとって外界からの異物の侵入に対する第一バリアであり、分子量が小さい、脂溶性が高い、融点が低い等の、皮膚から浸透し易い特定の物理化学的性質を持つ薬物以外の薬物を経皮吸収させることは極めて困難です。そういった中で、当社では、イオン液体の特徴を利用した独自の経皮製剤技術ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）を用いることにより、従来の技術では経皮吸収させることが困難であった難溶性薬物*や核酸*・ペプチド*といった高分子に至る様々な薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることに成功しています。

イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）と呼んでいます。

当社グループの現在のビジネスモデルは、当社製剤技術により新たに創出（製剤開発*）した医薬品候補製剤を、医薬品としての製造販売承認を取得するために開発（非臨床試験*、臨床試験*）する過程で、製薬会社等との間で開発・販売・製造に関する適切な提携関係を築いて事業を推進していくものです。当社は、提携先の製薬会社等から、「契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストンフィー」及び「上市*後の製品売上、ロイヤルティ」の形で収入を得ます。

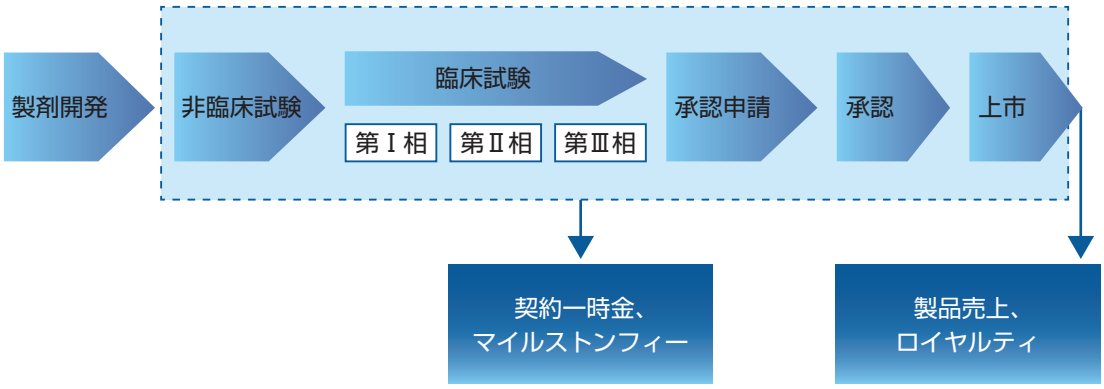

## ILTS® パイプライン群の開発・提携状況

当社グループではILTS®を用いた複数のパイプラインを開発中であります。主なパイプラインの開発・提携状況は以下のとおりであります。

| | 開発ステージ | 臨床開発主体 | 販売権許諾先 |
|---|---|---|---|
| ETOREAT<br>（消炎鎮痛貼付剤） | 臨床第Ⅲ相<br>（米国） | 当社グループ | 興和株式会社 |
| RSC-414114<br>（NF-κBデコイオリゴ*の<br>皮膚疾患治療用経皮製剤） | 非臨床 | アンジェスMG<br>株式会社及び<br>塩野義製薬株式会社 | 塩野義製薬株式会社<br>（アンジェスMG<br>株式会社からの<br>サブライセンス） |
| MRX-7LAT<br>（局所疼痛緩和貼付剤） | 非臨床 | 未定 | － |
| MRX-10XT<br>（がん疼痛緩和貼付剤） | 処方最適化のための<br>動物試験 | 未定 | － |

## 当社パイプライン“ETOREAT”

当社グループの最重要プロジェクトとして、ILTS® を活用した最初の完成製剤である「消炎鎮痛貼付剤（エトドラク*テープ剤 [英語表記：Etodolac Patch]、商品名：ETOREAT）」の米国での開発を推し進めています。当社の100%子会社であるIL Pharma Inc.（本社：米国マサチューセッツ州）を開発拠点とし現地CRO等と連携しながら、軽度から中等度の急性疼痛を適応症として、医療用医薬品としての製造販売承認取得を目指しています。

ETOREATの臨床開発は、当社グループ自身が当社グループの費用により実施しています。

ETOREATの販売に関しては、平成23年３月に興和株式会社（本社：名古屋市 以下「興和」という）に、米国及びプエルトリコにおける独占的販売権を許諾しました。興和は、現在、米国において約250名の営業人員を有する100%子会社を通じて、医療用医薬品の販売業務を行っています。当社は興和より、開発進捗に応じたマイルストンフィーを受け取ります。また、上市後は、興和に対して製品を独占供給し、売上に応じたロイヤルティやマイルストンフィーを受け取ります。

ETOREATの製造に関しては、株式会社カネカと当社との合弁会社である株式会社ケイ・エム トランスダーム等と提携し、アウトソーシングしています。

## 市場・競争環境

日本では、医療用のNSAID*含有消炎鎮痛貼付剤は1980年代後半より上市され、2010年時点において約1,700億円の市場を形成しています（出所：㈱総合企画センター大阪）。貼付剤は、含水製剤であるパップ剤と非含水製剤であるテープ剤に大別されます。市場形成の経緯としては、1980年代後半よりパップ剤が先行して上市されその独壇場となっていましたが、1995年に非含水の薄型で１日１回タイプのテープ剤が上市されると、テープ剤が市場拡大する形でシェアを伸ばし、2010年時点において数量ベースで７割弱のシェアを獲得するに至っています。後発にも係わらずテープ剤が大きなシェアを獲得した要因として、関節部位における剥がれにくさ、１日１回タイプの利便性等が考えられています。

一方、米国における軽度から中等度の疼痛に対する医療用貼付剤は、1999年にヘルペス後神経痛治療剤として上市され適応外使用として軽度から中等度の疼痛に対して使用されていると考えられるLidoderm®（販売：エンド社）と、2007年に軽度から中等度の急性疼痛治療剤として上市されたFlector®（販売：ファイザー社）の２品目のみで、約1,000億円の市場が形成されています。それら２品目ともに含水製剤であり、当社としては、非含水製剤の薄型で１日１回タイプのETOREATが上市されれば、その利便性・使い勝手の良さによりベスト・イン・クラス*の製品として、市場拡大しながらシェア獲得できると期待しています。

日本における消炎鎮痛貼付剤市場の推移
含水製剤VS.非含水製剤

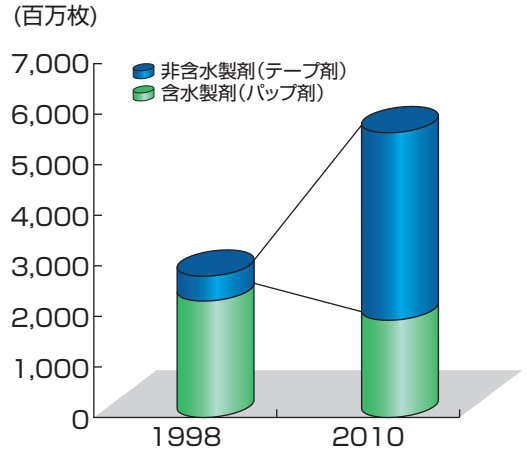


非含水製剤と含水製剤の形状

非含水製剤（テープ剤；ETOREAT®等）

含水製剤（パップ剤；Lidoderm®、Flector®等）

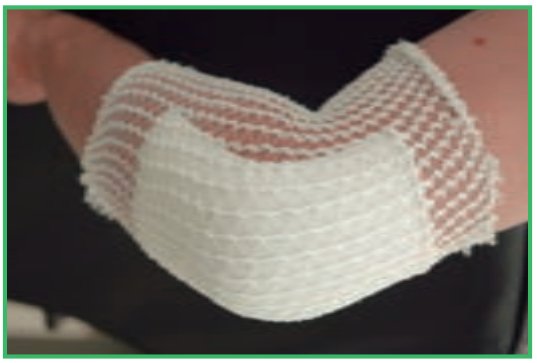

## 開発経過・計画

平成21年に第Ⅰ相臨床試験を実施し当パイプラインの安全性が確認されました。続いて、平成22年４月に米国の規制当局であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）との間で開催されたミーティングの結果、承認取得に向けた第Ⅲ相臨床試験を実施できることが確認されましたので、平成22年７月より第Ⅲ相臨床試験を実施しています。平成24年11月に、肩を対象とした第Ⅱ／Ⅲ相臨床試験（試験番号2006）においてプラセボ*群との間で有効性に関する統計学的有意差*が確認されました。

平成25年よりもう１本の第Ⅲ相臨床試験を実施して有効性を確認した上で、平成26年に医療用医薬品としての承認申請を行う予定であり、平成27年の承認取得、平成28年の上市を計画しています。

## マイクロニードルアレイ

当社は、生体分解性樹脂*から成る微小針集合体（マイクロニードルアレイ）によって、現在は注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の、無痛経皮投与システムを確立すべく、帝人株式会社（以下「帝人」という）と共同で研究開発に取り組んでいます。事業化は帝人または帝人の関係会社が行い、当社は事業化により帝人及び帝人の関係会社が得た利益の一部を受領します。

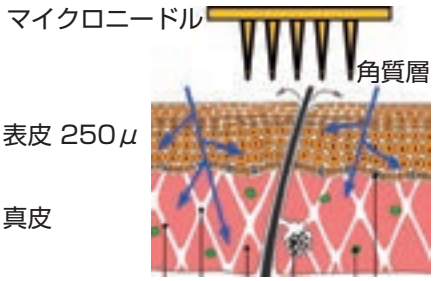


## 上市製品

当社は、当社が保有する水溶性高分子に関する製剤ノウハウを生かして開発し、日本において医療用医薬品としての製造販売承認を取得した製品を、販売提携先を通じて上市しています。褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏*」は、マルホ株式会社を通じて販売されています。

# 2. 業績等の推移

## 主要な経営指標等の推移

（1）連結経営指標等

| 回次 | | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 | 第11期<br>第3四半期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 | 平成24年9月 |
| 売上高 | （千円） | ― | ― | ― | 291,769 | 741,381 | 58,894 |
| 経常損失(△) | （千円） | ― | ― | ― | △616,157 | △479,598 | △446,570 |
| 当期(四半期)純損失(△) | （千円） | ― | ― | ― | △536,665 | △433,093 | △438,701 |
| 包括利益又は<br>四半期包括利益 | （千円） | ― | ― | ― | ― | △433,083 | △438,744 |
| 純資産額 | （千円） | ― | ― | ― | 1,004,793 | 846,570 | 407,825 |
| 総資産額 | （千円） | ― | ― | ― | 1,084,549 | 952,320 | 923,328 |
| １株当たり純資産額 | （円） | ― | ― | ― | 36,424.04 | 29,078.78 | 140.08 |
| １株当たり当期(四半期)<br>純損失金額(△) | （円） | ― | ― | ― | △25,637.29 | △15,126.72 | △150.69 |
| 潜在株式調整後１株当たり<br>当期(四半期)純利益金額 | （円） | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | （%） | ― | ― | ― | 92.6 | 88.9 | 44.2 |
| 自己資本利益率 | （%） | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株価収益率 | （倍） | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー | （千円） | ― | ― | ― | △492,150 | △322,415 | ― |
| 投資活動による<br>キャッシュ・フロー | （千円） | ― | ― | ― | △48,679 | △7,187 | ― |
| 財務活動による<br>キャッシュ・フロー | （千円） | ― | ― | ― | 773,101 | 263,622 | ― |
| 現金及び現金同等物の<br>期末(四半期末)残高 | （千円） | ― | ― | ― | 691,285 | 613,637 | ― |
| 従業員数 | （名） | ― | ― | ― | 25 | 26 | 23 |

（注）1. 当社は第９期から連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社グループは、第９期連結会計年度から、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第11期第３四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
7. 第９期は、製品売上高として84百万円、研究開発等収入として206百万円を売上計上し、合計では291百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費695百万円等の販売費及び一般管理費857百万円を計上した結果、616百万円の経常損失を計上しました。
8. 第10期は、製品売上高として94百万円、研究開発等収入として646百万円を売上計上し、合計では741百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費939百万円等の販売費及び一般管理費1,141百万円を計上した結果、479百万円の経常損失を計上しました。
9. 当社は、平成24年12月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』」の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。

| 回次 | | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 | 第11期<br>第3四半期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 | 平成24年9月 |
| １株当たり純資産額 | （円） | ― | ― | ― | 364.24 | 290.79 | 140.08 |
| １株当たり当期(四半期)<br>純損失金額(△) | （円） | ― | ― | ― | △256.37 | △151.26 | △150.69 |
| 潜在株式調整後１株当たり<br>当期(四半期)純利益金額 | （円） | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

## (2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 |
| 売上高 (千円) | 278,832 | 124,629 | 547,491 | 389,769 | 839,381 |
| 経常損失(△) (千円) | △261,537 | △557,272 | △147,815 | △546,495 | △340,449 |
| 当期純損失(△) (千円) | △214,989 | △526,670 | △166,869 | △466,951 | △316,925 |
| 資本金 (千円) | 1,622,125 | 1,622,125 | 1,622,125 | 1,997,125 | 2,134,555 |
| 発行済株式総数 (株) | 18,211 | 18,211 | 18,211 | 27,586 | 29,113 |
| 純資産額 (千円) | 1,606,026 | 1,079,356 | 912,487 | 1,195,536 | 1,153,470 |
| 総資産額 (千円) | 1,652,397 | 1,125,917 | 959,742 | 1,273,018 | 1,242,572 |
| １株当たり純資産額 (円) | 88,189.94 | 59,269.48 | 50,106.38 | 43,338.51 | 39,620.47 |
| １株当たり配当額 (１株当たり中間配当額) (円) | ― (―) | ― (―) | ― (―) | ― (―) | ― (―) |
| １株当たり当期純損失金額(△) (円) | △11,805.45 | △28,920.46 | △9,163.10 | △22,306.93 | △11,069.31 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 (円) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 (%) | 97.2 | 95.9 | 95.1 | 93.9 | 92.8 |
| 自己資本利益率 (%) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株価収益率 (倍) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 配当性向 (%) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 従業員数 (名) | 31 | 28 | 27 | 23 | 25 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成24年12月28日付で株式１株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,911,300株となっております。
3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は、第９期（平成22年12月期）から金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第６期、第７期及び第８期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 第６期は、製品売上高として108百万円、研究開発等収入として170百万円を売上計上し、合計では278百万円の売上高となりました。研究開発費332百万円等の販売費及び一般管理費521百万円を計上した結果、261百万円の経常損失を計上しました。
9. 第７期は、製品売上高として51百万円、研究開発等収入として73百万円を売上計上し、合計では124百万円の売上高となりましたが、研究開発費477百万円等の販売費及び一般管理費666百万円を計上した結果、557百万円の経常損失を計上しました。
10. 第８期は、製品売上高として52百万円、研究開発等収入として494百万円を売上計上し、合計では547百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費510百万円等の販売費及び一般管理費686百万円を計上した結果、147百万円の経常損失を計上しました。
11. 第９期は、製品売上高として84百万円、研究開発等収入として304百万円を売上計上し、合計では389百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費702百万円等の販売費及び一般管理費864百万円を計上した結果、546百万円の経常損失を計上しました。
12. 第10期は、製品売上高として94百万円、研究開発等収入として744百万円を売上計上し、合計では839百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費942百万円等の販売費及び一般管理費1,135百万円を計上した結果、340百万円の経常損失を計上しました。
13. 当社は、平成24年12月28日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』」の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。
なお、第６期、第７期及び第８期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

| 回次 | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 |
| １株当たり純資産額 (円) | 881.90 | 592.69 | 501.06 | 433.39 | 396.20 |
| １株当たり当期純損失金額(△) (円) | △118.05 | △289.20 | △91.63 | △223.06 | △110.69 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 (円) | ― | ― | ― | ― | ― |
| １株当たり配当額 (１株当たり中間配当額) (円) | ― (―) | ― (―) | ― (―) | ― (―) | ― (―) |

# 目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【証券情報】 …… 2
第１ 【募集要項】 …… 2
１ 【新規発行株式】 …… 2
２ 【募集の方法】 …… 3
３ 【募集の条件】 …… 4
４ 【株式の引受け】 …… 5
５ 【新規発行による手取金の使途】 …… 6
第２ 【売出要項】 …… 7
１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 …… 7
２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 …… 8
３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 8
４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 10
第二部 【企業情報】 …… 13
第１ 【企業の概況】 …… 13
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 13
２ 【沿革】 …… 17
３ 【事業の内容】 …… 18
４ 【関係会社の状況】 …… 26
５ 【従業員の状況】 …… 26
第２ 【事業の状況】 …… 27
１ 【業績等の概要】 …… 27
２ 【生産、受注及び販売の状況】 …… 29
３ 【対処すべき課題】 …… 30
４ 【事業等のリスク】 …… 31
５ 【経営上の重要な契約等】 …… 36
６ 【研究開発活動】 …… 37
７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 38
第３ 【設備の状況】 …… 41
１ 【設備投資等の概要】 …… 41
２ 【主要な設備の状況】 …… 42
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 42

頁

第４ 【提出会社の状況】……43
１ 【株式等の状況】……43
２ 【自己株式の取得等の状況】……52
３ 【配当政策】……52
４ 【株価の推移】……52
５ 【役員の状況】……53
６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】……54
第５ 【経理の状況】……59
１ 【連結財務諸表等】……60
２ 【財務諸表等】……99
第６ 【提出会社の株式事務の概要】…… 115
第７ 【提出会社の参考情報】…… 116
１ 【提出会社の親会社等の情報】…… 116
２ 【その他の参考情報】…… 116
第四部 【株式公開情報】…… 117
第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】…… 117
第２ 【第三者割当等の概況】…… 118
１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】…… 118
２ 【取得者の概況】…… 120
３ 【取得者の株式等の移動状況】…… 124
第３ 【株主の状況】…… 125

監査報告書

# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 四国財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年１月７日 |
| 【会社名】 | 株式会社メドレックス |
| 【英訳名】 | Medrx Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　松村　眞良 |
| 【本店の所在の場所】 | 香川県東かがわ市西山431番地７ |
| 【電話番号】 | 0879-23-3071 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理担当　松村　米浩 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番７号 |
| 【電話番号】 | 03-3664-9630 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理担当　松村　米浩 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額<br>ブックビルディング方式による募集　1,497,496,000円<br>売出金額<br>(引受人の買取引受による売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し　102,560,000円<br>(オーバーアロットメントによる売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し　279,600,000円<br>（注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部 【証券情報】

## 第１ 【募集要項】

### １ 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|---|---|---|
| 普通株式 | 2,202,200(注)２ | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) １ 平成25年１月７日開催の取締役会決議によっております。
２ 発行数については、平成25年１月23日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３ 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
４ 上記とは別に、平成25年１月７日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式349,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## ２ 【募集の方法】

平成25年２月１日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４ 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１ 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年１月23日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|---|---|---|---|
| 入札方式のうち入札による募集 | ― | ― | ― |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | ― | ― | ― |
| ブックビルディング方式 | 2,202,200 | 1,497,496,000 | 810,409,600 |
| 計(総発行株式) | 2,202,200 | 1,497,496,000 | 810,409,600 |

(注) １ 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２ 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

３ 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４ 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年１月７日開催の取締役会決議に基づき、平成25年２月１日に決定される予定の引受価額を基礎として、「会社計算規則」第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５ 有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,761,760,000円となります。

６ 本募集並びに「第２ 売出要項 １ 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２ 売出要項 ３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

７ 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３ ロックアップについて」をご参照下さい。

## ３ 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格(円) | 引受価額(円) | 払込金額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位(株) | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)１ | 未定<br>(注)１ | 未定<br>(注)２ | 未定<br>(注)３ | 100 | 自　平成25年２月４日(月)<br>至　平成25年２月７日(木) | 未定<br>(注)４ | 平成25年２月12日(火) |

(注) １　発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成25年１月23日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年２月１日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２　払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年１月23日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年２月１日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３　資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年１月７日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成25年２月１日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４　申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５　株式受渡期日は、平成25年２月13日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

６　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７　申込みに先立ち、平成25年１月25日から平成25年１月31日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８　引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| 株式会社中国銀行　三本松支店 | 香川県東かがわ市三本松610番地４ |
| 株式会社香川銀行　白鳥支店 | 香川県東かがわ市松原630番地10 |

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## ４ 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数(株) | 引受けの条件 |
|---|---|---|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目９番１号 | 未定 | １　買取引受けによります。<br>２　引受人は新株式払込金として、平成25年２月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。<br>３　引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | | |
| 香川証券株式会社 | 香川県高松市磨屋町４番８号 | | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番１号 | | |
| エース証券株式会社 | 大阪市中央区本町二丁目６番11号 | | |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | | |
| 髙木証券株式会社 | 大阪市北区梅田一丁目３番１－400号 | | |
| 中銀証券株式会社 | 岡山市北区本町２番５号 | | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区麹町二丁目４番地１ | | |
| 丸三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目５番２号 | | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | | |
| 計 | ― | 2,202,200 | ― |

（注）１　平成25年１月23日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２　上記引受人と発行価格決定日（平成25年２月１日）に元引受契約を締結する予定であります。
３　引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## ５ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---|---|---|
| 1,620,819,200 | 12,000,000 | 1,608,819,200 |

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)を基礎として算出した見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,608,819千円については、「1 新規発行株式」の(注) ４記載の第三者割当増資の手取概算額上限257,232千円と合わせて、ETOREATの第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費に583,000千円、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に879,050千円を充当し、また、返済期限が平成25年12月期末である借入金の返済として404,000千円を充当する予定です。

研究開発費の充当時期については、ETOREATの研究開発費用に対しては平成25年12月期に407,000千円、平成26年12月期に176,000千円を充当し、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に対しては平成25年12月期に203,000千円、平成26年12月期に186,000千円、平成27年12月期以降に残額を充当する予定にしております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

# 第２ 【売出要項】

## １ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年２月１日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| ― | 入札方式のうち入札による売出し | ― | ― | ― |
| ― | 入札方式のうち入札によらない売出し | ― | ― | ― |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 128,200 | 102,560,000 | 東京都千代田区丸の内１丁目２番１号<br>東京海上日動火災保険株式会社<br>40,000株<br>東京都港区赤坂７丁目１番16号<br>エヌ・ブイ・シー・シー関西三号投資事業有限責任組合<br>35,000株<br>香川県高松市亀井町７番地１<br>投資事業有限責任組合オリーブ一号<br>20,000株<br>岡山市北区南方３丁目７－17<br>ベネッセ中銀投資事業有限責任組合１号<br>13,700株<br>岡山市北区丸の内１丁目14番17号<br>中銀投資事業組合２号<br>10,000株<br>愛媛県松山市三番町４丁目12番地１<br>いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合<br>9,500株 |
| 計(総売出株式) | ― | 128,200 | 102,560,000 | ― |

(注) １ 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

２ 「第１ 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３ 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(800円)で算出した見込額であります。

４ 売出数等については今後変更される可能性があります。

５ 振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)３に記載した振替機関と同一であります。

６ 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

７ 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３ ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格(円) | 引受価額(円) | 申込期間 | 申込株数単位(株) | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)1<br>(注)2 | 未定<br>(注)2 | 自　平成25年2月4日(月)<br>至　平成25年2月7日(木) | 100 | 未定<br>(注)2 | 引受人の本店及び全国各支店 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村證券株式会社 | 未定<br>(注)3 |

(注) 1　売出価格の決定方法は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2　売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3　引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成25年2月1日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4　上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5　株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6　申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7　上記引受人の販売方針は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| ― | 入札方式のうち入札による売出し | ― | ― | ― |
| ― | 入札方式のうち入札によらない売出し | ― | ― | ― |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 349,500 | 279,600,000 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村證券株式会社　349,500株 |
| 計(総売出株式) | ― | 349,500 | 279,600,000 | ― |

(注) 1　オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2　オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年１月７日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式349,500株の第三者割当増資の決議を行っております。
また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3　上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4　「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5　売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(800円)で算出した見込額であります。
6　振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)３に記載した振替機関と同一であります。

## ４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込株数単位(株) | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)１ | 自　平成25年２月４日(月)<br>至　平成25年２月７日(木) | 100 | 未定<br>(注)１ | 野村證券株式会社の本店及び全国各支店 | ― | ― |

(注) 1　売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2　株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3　申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4　野村證券株式会社の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」の(注)７に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1　東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2　第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松村眞良及び松村米浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年１月７日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式349,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| （1） | 募集株式の数 | 当社普通株式　349,500株 |
| （2） | 募集株式の払込金額 | 未定　(注) 1 |
| （3） | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、「会社計算規則」第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　(注) 2 |
| （4） | 払込期日 | 平成25年３月12日（火） |

(注) 1　募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年１月23日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成25年２月１日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年２月13日から平成25年３月５日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3　ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるエヌ・ブイ・シー・シー関西三号投資事業有限責任組合、いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合及び貸株人である松村眞良、松村米浩及び当社株主であるジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合、松村まほ、ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合、アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合、ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合、有限会社松村薬局、NIFSMBC－V2006S1投資事業有限責任組合、アント・リード１号投資事業有限責任組合、ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合、安田企業投資４号投資事業有限責任組合、アント・リード２号投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジン三号投資事業有限責任組合、Sueko Matsumura Ng、藤田妃佐子、野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合、株式会社カネカ、ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合、野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合、中銀投資事業組合３号、奥山有里子、安田企業投資３号投資事業有限責任組合、明治キャピタル８号投資事業組合、バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合、源内スピリット１号投資事業有限責任組合、日興地域密着型産学官連携投資事業有限責任組合、秋友光輝、秋友敬子、志摩康雄、半間範隆、濱本庄作及び当社株主及び新株予約権者である樋掛早亜子、山崎啓子、秋友比呂志、濱本英利、田村順一、石橋賢樹、福井優、天野江美並びに新株予約権者である23名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年５月13日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年１月７日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

# 第二部 【企業情報】

# 第１ 【企業の概況】

## １ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 |
| 売上高 | （千円） | ― | ― | ― | 291,769 | 741,381 |
| 経常損失（△） | （千円） | ― | ― | ― | △616,157 | △479,598 |
| 当期純損失（△） | （千円） | ― | ― | ― | △536,665 | △433,093 |
| 包括利益 | （千円） | ― | ― | ― | ― | △433,083 |
| 純資産額 | （千円） | ― | ― | ― | 1,004,793 | 846,570 |
| 総資産額 | （千円） | ― | ― | ― | 1,084,549 | 952,320 |
| １株当たり純資産額 | （円） | ― | ― | ― | 36,424.04 | 29,078.78 |
| １株当たり当期純損失金額（△） | （円） | ― | ― | ― | △25,637.29 | △15,126.72 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 | （円） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | （%） | ― | ― | ― | 92.6 | 88.9 |
| 自己資本利益率 | （%） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株価収益率 | （倍） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | ― | ― | ― | △492,150 | △322,415 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | ― | ― | ― | △48,679 | △7,187 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | ― | ― | ― | 773,101 | 263,622 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | （千円） | ― | ― | ― | 691,285 | 613,637 |
| 従業員数 | （名） | ― | ― | ― | 25 | 26 |

（注）1. 当社は第９期から連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 当社グループは、第９期連結会計年度から、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
7. 第９期は、製品売上高として84百万円、研究開発等収入として206百万円を売上計上し、合計では291百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費695百万円等の販売費及び一般管理費857百万円を計上した結果、616百万円の経常損失を計上しました。
8. 第10期は、製品売上高として94百万円、研究開発等収入として646百万円を売上計上し、合計では741百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費939百万円等の販売費及び一般管理費1,141百万円を計上した結果、479百万円の経常損失を計上しました。
9. 当社は、平成24年12月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』」の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。

| 回次 | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 |
| １株当たり純資産額　（円） | ― | ― | ― | 364.24 | 290.79 |
| １株当たり当期純損失金額（△）　（円） | ― | ― | ― | △256.37 | △151.26 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　（円） | ― | ― | ― | ― | ― |

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 |
| 売上高 | （千円） | 278,832 | 124,629 | 547,491 | 389,769 | 839,381 |
| 経常損失（△） | （千円） | △261,537 | △557,272 | △147,815 | △546,495 | △340,449 |
| 当期純損失（△） | （千円） | △214,989 | △526,670 | △166,869 | △466,951 | △316,925 |
| 資本金 | （千円） | 1,622,125 | 1,622,125 | 1,622,125 | 1,997,125 | 2,134,555 |
| 発行済株式総数 | （株） | 18,211 | 18,211 | 18,211 | 27,586 | 29,113 |
| 純資産額 | （千円） | 1,606,026 | 1,079,356 | 912,487 | 1,195,536 | 1,153,470 |
| 総資産額 | （千円） | 1,652,397 | 1,125,917 | 959,742 | 1,273,018 | 1,242,572 |
| １株当たり純資産額 | （円） | 88,189.94 | 59,269.48 | 50,106.38 | 43,338.51 | 39,620.47 |
| １株当たり配当額<br>（１株当たり中間配当額） | （円） | ―<br>(―) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | ―<br>(―) |
| １株当たり当期純損失金額（△） | （円） | △11,805.45 | △28,920.46 | △9,163.10 | △22,306.93 | △11,069.31 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 | （円） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | （%） | 97.2 | 95.9 | 95.1 | 93.9 | 92.8 |
| 自己資本利益率 | （%） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株価収益率 | （倍） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 配当性向 | （%） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 従業員数 | （名） | 31 | 28 | 27 | 23 | 25 |

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成24年12月28日付で株式１株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,911,300株となっております。
3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は、第９期から金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第６期、第７期及び第８期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 第６期は、製品売上高として108百万円、研究開発等収入として170百万円を売上計上し、合計では278百万円の売上高となりました。研究開発費332百万円等の販売費及び一般管理費521百万円を計上した結果、261百万円の経常損失を計上しました。
9. 第７期は、製品売上高として51百万円、研究開発等収入として73百万円を売上計上し、合計では124百万円の売上高となりましたが、研究開発費477百万円等の販売費及び一般管理費666百万円を計上した結果、557百万円の経常損失を計上しました。

10. 第８期は、製品売上高として52百万円、研究開発等収入として494百万円を売上計上し、合計では547百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費510百万円等の販売費及び一般管理費686百万円を計上した結果、147百万円の経常損失を計上しました。
11. 第９期は、製品売上高として84百万円、研究開発等収入として304百万円を売上計上し、合計では389百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費702百万円等の販売費及び一般管理費864百万円を計上した結果、546百万円の経常損失を計上しました。
12. 第10期は、製品売上高として94百万円、研究開発等収入として744百万円を売上計上し、合計では839百万円の売上高となりました。しかし、ETOREATの米国での臨床開発の進捗に伴い、研究開発費942百万円等の販売費及び一般管理費1,135百万円を計上した結果、340百万円の経常損失を計上しました。
13. 当社は、平成24年12月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』」の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。
なお、第６期、第７期及び第８期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

| 回次 | 第６期 | 第７期 | 第８期 | 第９期 | 第10期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | 平成19年12月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 |
| １株当たり純資産額 （円） | 881.90 | 592.69 | 501.06 | 433.39 | 396.20 |
| １株当たり当期純損失金額（△） （円） | △118.05 | △289.20 | △91.63 | △223.06 | △110.69 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 （円） | ― | ― | ― | ― | ― |
| １株当たり配当額（１株当たり中間配当額） （円） | ―（―） | ―（―） | ―（―） | ―（―） | ―（―） |

## ２ 【沿革】

| | |
|---|---|
| 平成14年１月 | 生活様式の多様化及び未曾有の高齢化社会に即応した、新しい剤型の医薬品を開発する医薬品製剤開発企業として、香川県東かがわ市に株式会社メドレックスを設立 |
| 平成17年４月 | 第一種医薬品製造販売業許可（許可番号37A1X00003）及び<br>第二種医薬品製造販売業許可（許可番号37A2X00006）を取得 |
| 平成17年８月 | 褥瘡・皮膚潰瘍治療剤ヨードコート軟膏を上市 |
| 平成19年８月 | 本社移転（東かがわ市松原から東かがわ市西山へ） |
| 平成19年10月 | 米国での臨床開発を目的とした子会社（IL Pharma Inc.）を米国マサチューセッツ州に設立 |
| 平成21年９月 | 株式会社カネカと合弁会社（株式会社ケイ・エム トランスダーム）を大阪市に設立 |
| 平成22年７月 | 消炎鎮痛貼付剤（ETOREAT）の臨床第Ⅲ相試験を米国にて開始 |
| 平成23年３月 | 消炎鎮痛貼付剤（ETOREAT）の米国における独占的な販売権を興和株式会社に許諾 |
| 平成23年３月 | NF-κBデコイオリゴの皮膚疾患治療用経皮製剤に使用する技術に係わる、再実施権付の独占的な開発権及び販売権をアンジェスMG株式会社に許諾 |

## ３ 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社IL Pharma Inc.、持分法適用会社の株式会社ケイ・エムトランスダームの３社で構成され、現在開発中のETOREATなど当社独自の経皮吸収*型製剤技術を基に新たな医薬品を生み出す創薬企業グループです。イオン液体を利用した独自の経皮吸収型製剤技術ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）を中心とした医薬品製剤技術により、薬効の極大化、副作用の低減、飲み忘れ防止や経口投与が困難な患者への投与を可能にして、新たな付加価値を有する医薬品を生み出すことを目指しております。

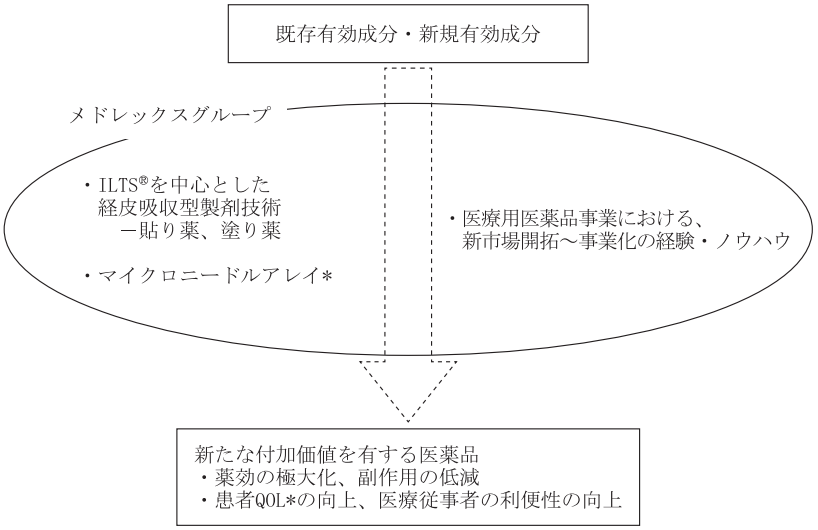


当社グループは、当社、連結子会社IL Pharma Inc.、持分法適用関連会社の株式会社ケイ・エム　トランスダームの３社で構成されています。

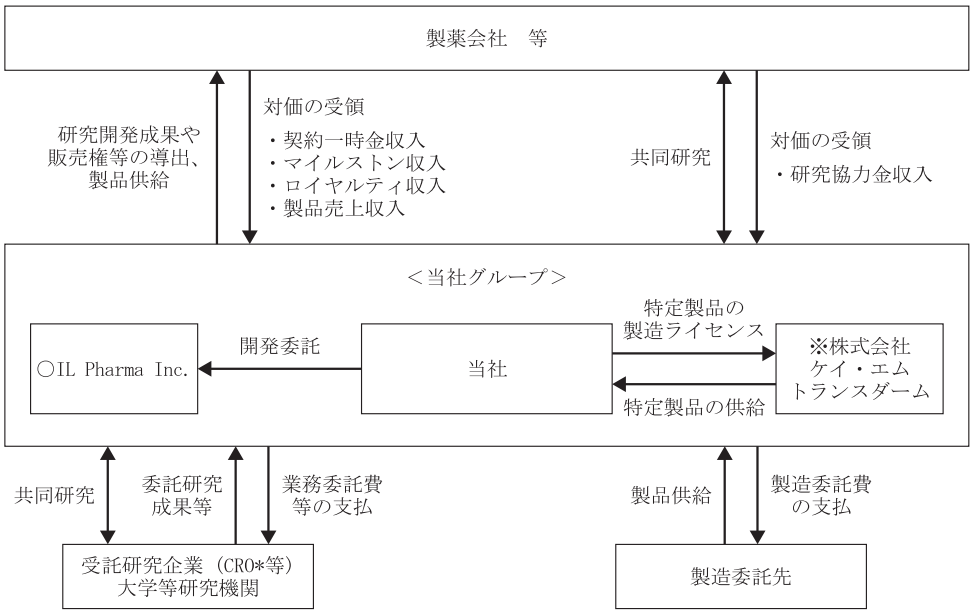


注：○印は連結子会社、※印は持分法適用関連会社

当社グループの現在のビジネスモデルは、当社製剤技術により新たに創出（製剤開発*）した医薬品候補製剤を、医薬品としての製造販売承認を取得するために開発（非臨床試験*、臨床試験*）する過程で、製薬会社等との間で開発・販売・製造に関する適切な提携関係を築いて事業を推進していくものです。当社は、提携先の製薬会社等から、「契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストンフィー」 及び「上市*後の製品売上、ロイヤルティ」の形で収入を得ます。

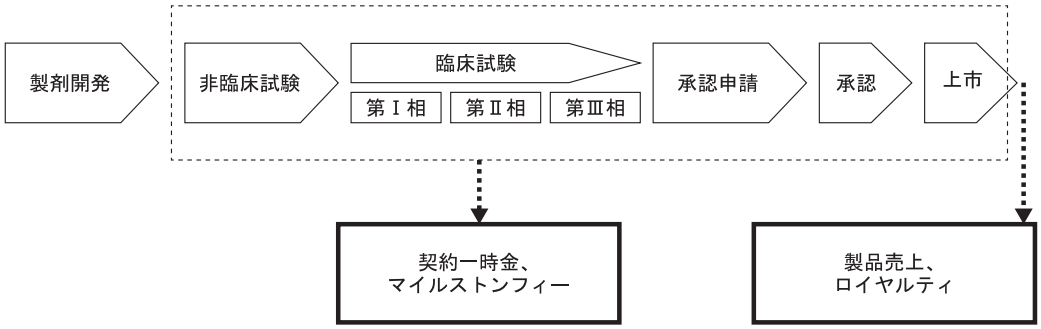


医薬品候補製剤（開発パイプライン）の特性（市場性、開発費用）や、提携候補先製薬会社の当該パイプラインに対する取組姿勢を考慮した上で、開発パイプライン毎に当社の収益モデルを設計し、当社全体としてのリスクとリターンのバランスを取るためのポートフォリオを構築しながら成長していくことを目指しています。

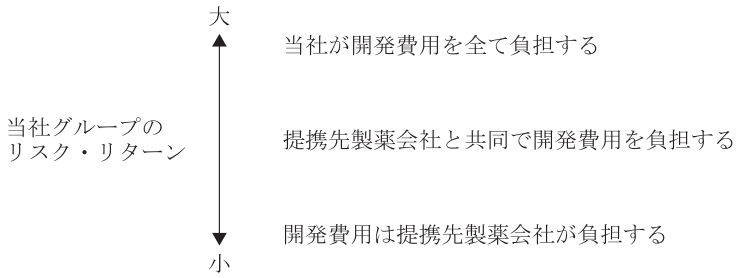


＜ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）＞

経皮吸収型医薬品には、嚥下障害等で経口投与が困難な患者にも投与可能、ファーストパスエフェクト*を受けない、薬物の血液中の濃度を一定に保ち効果を持続させ易い、注射剤と異なり投与時に痛みを感じない等の様々な利点があります。疾患別に見ると、昨今の潮流として、局所作用型の疼痛治療用薬剤に加え、アルツハイマー病やうつ病のような精神疾患系薬剤においても、QOL及びコンプライアンスの向上（飲み忘れ等の防止）に寄与する経皮吸収型製剤が、アンメット・メディカルニーズ*に応える形で開発及び市場投入されています。

一方、皮膚は人体にとって外界からの異物の侵入に対する第一バリアであり、分子量が小さい、脂溶性が高い、融点が低い等の、皮膚から浸透し易い特定の物理化学的性質を持つ薬物以外の薬物を経皮吸収させることは極めて困難です。そういった中で、当社では、イオン液体の特徴を利用した独自の経皮製剤技術ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）を用いることにより、従来の技術では経皮吸収させることが困難であった難溶性薬物*や核酸*・ペプチド*といった高分子に至る様々な薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることに成功しています。

イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）と呼んでいます。

＜ILTS®を活用した第一パイプライン：ETOREAT（米国）＞

当社グループの最重要プロジェクトとして、ILTS®を活用した最初の完成製剤である「消炎鎮痛貼付剤（エトドラク*テープ剤[英語表記：Etodolac Patch]、商品名：ETOREAT）」の米国での開発を推し進めています。当社の100%子会社であるIL Pharma Inc.（本社：米国マサチューセッツ州、以下「ILP」という）を開発拠点とし現地CRO等と連携しながら、軽度から中等度の急性疼痛を適応症として、医療用医薬品としての製造販売承認取得を目指しています。

市場・競争環境

日本では、医療用のNSAID*含有消炎鎮痛貼付剤は1980年代後半より上市され、2010年時点において約1,700億円の市場を形成しています（出所：㈱総合企画センター大阪）。貼付剤は、含水製剤であるパップ剤と非含水製剤であるテープ剤に大別されます。市場形成の経緯としては、1980年代後半よりパップ剤が先行して上市されその独壇場となっていましたが、1995年に非含水の薄型で1日1回タイプのテープ剤が上市されると、テープ剤が市場拡大する形でシェアを伸ばし、2010年時点において数量ベースで７割弱のシェアを獲得するに至っています。後発にも係わらずテープ剤が大きなシェアを獲得した要因として、関節部位における剥がれにくさ、1日1回タイプの利便性等が考えられています。

一方、米国における軽度から中等度の疼痛に対する医療用貼付剤は、1999年にヘルペス後神経痛治療剤として上市され適応外使用として軽度から中等度の疼痛に対して使用されていると考えられるLidoderm®（販売：エンド社）と、2007年に軽度から中等度の急性疼痛治療剤として上市されたFlector®（販売：ファイザー社）の2品目のみで、約1,000億円の市場が形成されています。それら2品目ともに含水製剤であり、当社としては、非含水製剤の薄型で1日1回タイプのETOREATが上市されれば、その利便性・使い勝手の良さによりベスト・イン・クラス*の製品として、市場拡大しながらシェア獲得できると期待しています。

開発経過・計画

平成21年に第Ⅰ相臨床試験を実施し当パイプラインの安全性が確認されました。続いて、平成22年4月に米国の規制当局であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）との間で開催されたミーティングの結果、承認取得に向けた第Ⅲ相臨床試験を実施できることが確認されましたので、平成22年7月より第Ⅲ相臨床試験を実施しています。平成24年11月に、肩を対象とした第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験（試験番号2006）においてプラセボ*群との間で有効性に関する統計学的有意差*が確認されました。

平成25年よりもう1本の第Ⅲ相臨床試験を実施して有効性を確認した上で、平成26年に医療用医薬品としての承認申請を行う予定であり、平成27年の承認取得、平成28年の上市を計画しています。

提携の状況

当パイプラインの臨床開発は、当社グループ自身が当社グループの費用により実施しています。

当パイプラインの販売に関しては、平成23年3月に興和株式会社（本社：名古屋市、以下「興和」という）に、米国及びプエルトリコにおける独占的販売権を許諾しました。興和は、現在、米国において約250名の営業人員を有する100%子会社を通じて、医療用医薬品の販売業務を行っています。当社は興和より、開発進捗に応じたマイルストンフィーを受け取ります。また、上市後は、興和に対して製品を独占供給し、売上に応じたロイヤルティやマイルストンフィーを受け取ります。

当パイプラインの製造に関しては、株式会社カネカと当社との合弁会社である株式会社ケイ・エムトランスダーム（以下「KMT」という。）等と提携し、アウトソーシングしています。

＜ILTS®を活用した後続パイプライン＞

開発コード RSC-414114：NF-κBデコイオリゴ*の皮膚疾患治療用経皮製剤

当社では、ILTS®を用いて、NF-κBデコイオリゴの皮膚浸透性を一層改善する新たな製剤開発をアンジェスMG株式会社（以下「アンジェス」という）と共同で実施してきました。平成23年3月に、当社が保有する高分子経皮吸収技術のうち、NF-κBデコイオリゴの皮膚疾患治療用経皮製剤に使用する技術に係わる再実施権付き実施権（製造権を除く）をアンジェスに許諾する契約を締結しました。アンジェスは、平成22年12月にアンジェスと塩野義製薬株式会社（以下「塩野義」という）との間で締結された共同開発契約により、NF-κBデコイオリゴを使用したアトピー性皮膚炎等の皮膚疾患治療薬を共同開発しており、臨床開発費用はアンジェスと塩野義が負担します。当社は、当社技術が使用されたNF-κBデコイオリゴの皮膚疾患治療用経皮製剤の開発進捗に応じて、アンジェスからマイルストンフィーを受け取ります。また、上市後は、アンジェスに対して製品を独占供給し、売上に応じたロイヤルティやマイルストンフィーを受け取ります。

開発コード MRX-7LAT：局所疼痛緩和貼付剤（リドカイン*テープ剤）

多くの国民の生活の質の低下を来たす一因となっている慢性疼痛におけるアンメット・メディカルニーズに応えるべく、ILTS®を用いて局所麻酔剤であるリドカインのテープ型貼付剤を製剤開発し、非臨床試験を実施しました。規制当局（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）と治験前相談において、第Ⅰ相臨床試験内容について合意しており、現在、国内での開発提携先を模索中です。

米国においては当社グループによる開発を計画しています。

開発コード MRX-10XT：がん疼痛緩和貼付剤（オキシコドン*テープ剤）

ETOREATに続く自社開発パイプラインとして、ILTS®を用いて、中枢性鎮痛薬であるオキシコドンのテープ型貼付剤の製剤開発を推し進めています。ILTS®によって、経皮難吸収性のオキシコドンの経皮浸透度を飛躍的に高めると同時に、皮膚に対する安全性も満たすテープ型貼付剤であり、処方最適化のための動物試験を実施中です。

ILTS®開発パイプライン群の開発・提携状況

| | 開発ステージ | 臨床開発主体 | 販売権許諾先 |
|---|---|---|---|
| ETOREAT | 臨床第Ⅲ相（米国） | 当社グループ | 興和 |
| RSC-414114 | 非臨床 | アンジェス及び塩野義 | 塩野義（アンジェスからのサブライセンス） |
| MRX-7LAT | 非臨床 | 未定 | － |
| MRX-10XT | 処方最適化のための動物試験 | 未定 | － |

上記パイプライン以外にも、製薬会社等と共同で、或いは当社独自でILTS®を活用した製剤開発を進めています。

＜マイクロニードルアレイ＞

当社は、生体分解性樹脂*から成る微小針集合体（マイクロニードルアレイ）によって、現在は注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の、無痛経皮投与システムを確立すべく、帝人株式会社（以下「帝人」という）と共同で研究開発に取り組んでいます。事業化は帝人または帝人の関係会社が行い、当社は事業化により帝人及び帝人の関係会社が得た利益の一部を受領します。

＜上市製品＞

当社は、当社が保有する水溶性高分子に関する製剤ノウハウを生かして開発し、日本において医療用医薬品としての製造販売承認を取得した製品を、販売提携先を通じて上市しています。褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏*」は、マルホ株式会社を通じて販売されています。

＜用語解説＞

| | |
|---|---|
| 経皮吸収 | 皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させること |
| マイクロニードルアレイ | 生体分解性樹脂から成る微小針集合体。当社開発品は、生け花に用いる剣山を数百μmレベルに縮小したような形状 |
| QOL<br>(Quality of Life) | 不快に感じることを最大限に軽減し、できるだけ当人（患者）がこれでいいと思えるような生活が送れるようにすることを目指した、医療上の概念 |
| CRO<br>(Contract Research Organization) | 医薬品開発業務受託機関 |
| 製剤開発 | 飲み薬を貼り薬に、錠剤をゼリー剤にする等して、医薬品の剤型／投与方法を変えることにより、医薬品の有用性や安全性を高めるための研究開発 |
| 非臨床試験 | 薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験 |
| 臨床試験 | 薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第I相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第Ⅱ相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第Ⅲ相試験に区分される |
| 上市 | 各国の規制当局により新薬が承認され、実際に市場に出る（市販される）こと |
| ファーストパスエフェクト | 初回通過効果とも言う。経口摂取した薬物は、腸管から吸収され肝臓に入る。多くの薬物は、その一部が肝臓で代謝されてしまう（異なる化合物になる）ので、飲んだ薬の効果全てが全身（または患部）に届くわけではない。この肝臓通過による薬効減退効果のこと |
| アンメット・メディカルニーズ | まだ満たされていない医療上の必要性、未充足の医療ニーズ |
| 難溶性薬物 | 水やその他の各種溶媒に対して溶けにくい性質を持つ薬物 |
| 核酸 | 遺伝子の構成成分である生体高分子。核酸には、DNA （デオキシリボ核酸）やRNA（リボ核酸）がある |
| ペプチド | 数個～数百個のアミノ酸がつながってできた物質の総称。インスリン等の糖尿病治療薬として使用されているものや、最近ではがんワクチンとして開発中のものも多い |
| エトドラク | 非ステロイド系消炎鎮痛剤（NSAIDs）に分類され、疼痛および炎症の経口治療薬として全世界で幅広く使用されている薬物。貼付剤としての開発は、当社ETOREATが世界最初の試み |
| NSAID | 非ステロイド系消炎鎮痛剤の総称 |
| ベスト・イン・クラス | 他の既存薬に対して明確な優位性を持つ医薬品 |
| プラセボ | 偽薬。本物の薬と同じ外観であるが、薬として効く成分は入っていない |
| 統計学的有意差 | 確率的に偶然とは考えにくく、意味があると考えられる差 |

| | |
|---|---|
| NF-κBデコイオリゴ | ゲノム上のNF-κB 結合部位と同じ配列を含む核酸。転写因子であるNF-κB のゲノムへの結合を阻害して免疫反応に関する遺伝子の働きを抑えることより、アトピー性皮膚炎、乾癬や関節リウマチなど免疫反応を原因とする疾患の治療薬として開発が進められている |
| リドカイン | 神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種 |
| オキシコドン | 中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されている |
| 生体分解性樹脂 | ヒトの体内で分解され得るプラスチック素材。手術時の縫合糸等に使われているものもある |
| ヨードコート軟膏 | 商品名、褥瘡治療薬。褥瘡とは、患者が長期にわたり同じ体勢で寝たきり等になった場合、体と支持面（多くはベッド・布団）との接触局所で血行が不全となって、周辺組織に壊死を起こすものをいう |

## 4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合(%) | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| (連結子会社)<br>IL Pharma Inc. | アメリカ合衆国<br>マサチューセッツ州ケンブリッジ市 | USドル<br>200,000 | 米国における臨床開発 | 100.0 | 役員兼任 (3名)<br>開発委託先 |
| (持分法適用関連会社)<br>株式会社ケイ・エム<br>トランスダーム | 大阪市北区 | 千円<br>300,000 | 医薬品の研究開発、製造 | 49.0 | 役員兼任 (2名)<br>ETOREATの製造ライセンス許諾 |

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、代表的な事業の名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社及び特定子会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年11月30日現在

| 区分 | 従業員数(名) |
|---|---|
| 全社共通 | 23 |
| 合計 | 23 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社グループは、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、従業員数は全社共通としております。

(2) 提出会社の状況

平成24年11月30日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---|---|---|---|
| 22 | 40.6 | 6.0 | 4,547 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

# 第２ 【事業の状況】

## １ 【業績等の概要】

(1) 業績

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、近年の慢性的低成長が続く中で世界規模の景気後退の影響を受け、雇用情勢の悪化や個人消費の落ち込みなどを伴う深刻なデフレが進行し、依然として先行き不透明な状況で推移しました。このような経済情勢を背景として、我が国のベンチャービジネスとりわけ創薬ベンチャーは、資金調達環境の悪化により大変厳しい状況に置かれることとなりました。

このような経営環境の中で、当社は、平成23年４月に274百万円の第三者割当増資を実施し、今後の研究開発活動を積極的に展開するための資金を確保しました。

また、当社グループの最重要パイプラインであるETOREATの米国及びプエルトリコにおける独占的販売権を興和株式会社に許諾する等、製薬会社等との事業提携による契約金収入を中心に、当連結会計年度の売上高は741百万円（前連結会計年度比254.1%）となりました。一方で、ETOREATの開発進展により米国での臨床開発費用を中心とした研究開発費939百万円（前連結会計年度比135.0%）など販売費及び一般管理費は1,141百万円（前連結会計年度比133.2%）を計上しました。この結果、営業損失は434百万円（前連結会計年度は623百万円の損失）、経常損失は479百万円（前連結会計年度は616百万円の損失）、当期純損失は433百万円（前連結会計年度は536百万円の損失）となりました。

＜ETOREAT：消炎鎮痛貼付剤(米国市場向け)＞

当社グループの最重要プロジェクトとして、ILTS®を活かした最初の完成製剤である「消炎鎮痛貼付剤ETOREAT」の米国での開発を推し進めています。100%子会社ILPを拠点として、医療用医薬品としての製造販売承認取得を目指しています。

平成22年７月より第Ⅲ相臨床試験を実施している中で、平成23年３月に米国及びプエルトリコにおける独占的販売権を興和株式会社に許諾し、契約一時金500百万円を受領しました。

＜上市製品＞

当社では、褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏」等の製品を提携先の製薬会社を通じて販売しており、当連結会計年度の製品売上として94百万円を計上しました。

第11期第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

当第３四半期連結累計期間において、当社グループでは、当社グループの最重要パイプラインであるETOREATの製品化に向けた開発を推し進めるとともに、後続パイプラインの研究開発及び提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

このような取り組みの結果、当第３四半期連結累計期間の製品売上高と研究開発等収入を合わせた売上高は58百万円、研究開発費用とその他経費を合わせた販売費及び一般管理費は470百万円を計上しました。営業損失は435百万円、経常損失は446百万円、四半期純損失は438百万円となりました。

＜上市製品＞

当社では、褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏」等の製品を提携先の製薬会社を通じて販売しており、第３四半期連結累計期間の製品売上として45百万円を計上しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ 77 百万円減少し、613 百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用したキャッシュ・フローは、322 百万円（前連結会計年度比 169 百万円の減少）となりました。これは、前連結会計年度より売上高が増加したものの、ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験の開始に伴う研究開発費の増加による影響で、税金等調整前当期純損失が 427 百万円となったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用したキャッシュ・フローは 7 百万円（前連結会計年度比 41 百万円の減少）となりました。これは、研究開発設備等の取得による支出によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得したキャッシュ・フローは、263 百万円（前連結会計年度比 509 百万円の減少）となりました。これは主に平成 23 年４月に実施した第三者割当増資により 273 百万円を調達したことによるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの製品は、すべて製造委託しております。

(2) 受注実績

第10期連結会計年度、第11期第３四半期連結累計期間における受注実績は次のとおりであります。

| 事業の名称 | 第10期連結会計年度<br>(自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日) | | | | 第11期第３四半期<br>連結累計期間<br>(自　平成24年１月１日<br>至　平成24年９月30日) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 受注高<br>(千円) | 前年同期比<br>(%) | 受注残高<br>(千円) | 前年同期比<br>(%) | 受注高<br>(千円) | 受注残高<br>(千円) |
| 医薬事業(製品売上高) | 83,643 | 77.2 | 12,149 | 52.2 | 59,991 | 26,049 |
| 合計 | 83,643 | 77.2 | 12,149 | 52.2 | 59,991 | 26,049 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第10期連結会計年度、第11期第３四半期連結累計期間における販売実績は次のとおりであります。

| 事業の名称 | 第10期連結会計年度<br>(自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日) | | 第11期第３四半期連結累計期間<br>(自　平成24年１月１日<br>至　平成24年９月30日) |
|---|---|---|---|
| | 販売高(千円) | 前年同期比(%) | 販売高(千円) |
| 医薬事業(製品売上高) | 94,789 | 111.6 | 45,429 |
| 医薬事業(研究開発等収入) | 646,591 | 312.6 | 13,465 |
| 合計 | 741,381 | 254.1 | 58,894 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 第９期連結会計年度 | | 第10期連結会計年度 | | 第11期第３四半期<br>連結累計期間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 興和株式会社 | － | － | 500,000 | 67.4 | － | － |
| 株式会社ケイ・エム トランスダーム | 102,000 | 35.0 | 122,000 | 16.5 | － | － |
| 祐徳薬品工業株式会社 | 100,000 | 34.3 | － | － | － | － |
| 日本新薬株式会社 | － | － | － | － | 19,427 | 33.0 |
| 株式会社マリーヌ | － | － | － | － | 12,773 | 21.7 |

第９期連結会計年度における興和株式会社、日本新薬株式会社、株式会社マリーヌ及び第10期連結会計年度における祐徳薬品工業株式会社、日本新薬株式会社、株式会社マリーヌ並びに第11期第３四半期連結累計期間における興和株式会社、株式会社ケイ・エム　トランスダーム、祐徳薬品工業株式会社については、割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## ３ 【対処すべき課題】

(1)ETOREATの開発推進、米国における製造販売承認の取得

当社グループの最重要パイプラインであるETOREAT の開発を、製品化（＝米国における製造販売承認の取得）に向けて着実に進めていくことが、当社グループ経営上の最重要課題であると認識しています。当社と100%子会社ILP間での連携を密にして開発に臨んでいます。

(2)新規パイプラインの拡充

ILTS®に代表される当社グループの経皮吸収型製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、製薬会社等と提携済みのETOREAT、RSC-414114に続くパイプラインの開発推進、即ち、ILTS®を活用した製剤開発、非臨床試験及び臨床試験に取り組んでいかねばならないと考えており、そのための経営資源（カネ・ヒト）確保の最大の手段として、株式上場を位置づけています。

(3)製薬会社等とのパートナーシップの構築

当社グループは、現時点では研究開発に特化した業態であることから、製薬会社等との事業提携も重要課題であると認識しています。パイプライン毎に、開発権や販売権のライセンスアウトを通じて、win-winの関係を構築できるパートナーから収益を得て、財務基盤の強化、持続的な企業成長を図っていく方針です。

(4)人材の採用・育成、企業風土の醸成

当社グループの事業活動は、医薬品業界における豊富な経験を有する経営陣及び研究開発人員により運営されているものの、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。当社グループが持続的な成長を果たすためには、人的陣容強化が欠かせないと認識しており、常に優秀な人材の確保と育成に努めています。また、研究開発推進の背骨となる多様性とチャレンジ精神を尊重する企業風土を培い続けていく所存です。

(5)内部統制の強化

当社グループでは、企業規模・業容に応じた内部管理体制を整備し機能させることが重要であると考えています。業務執行の妥当性や効率性のチェック機能を有効に働かせ、取締役7名、監査役3名（非常勤監査役2名を含む）及び従業員22名、子会社従業員1名の小規模組織（平成24年11月30日現在）に応じた内部管理体制を敷いています。

今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図っていく方針です。

## 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業運営及び展開等について、リスク要因として考えられる主な事項を以下に記載しております。中には当社グループとして必ずしも重要なリスクとは考えていない事項も含まれておりますが、投資判断上、もしくは当社グループの事業活動を十分に理解する上で重要と考えられる事項については、投資家や株主に対する積極的な情報開示の観点からリスク要因として挙げております。

当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクを全て網羅したものではなく、更にこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意頂く必要があると考えます。なお、文中の将来に関する記載は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### Ⅰ．医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスク

#### (1) 新薬開発の不確実性

医療用医薬品の開発には多額の研究開発投資と長い時間を要しますが、臨床試験で有用な効果を発見できないこと等により研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止の判断を行うことは稀ではありません。また、日本国内はもとより、海外市場への展開においては、各国の薬事関連法規等の法的規制の適用を受けており、新薬の製造及び販売には各国別に厳格な審査に基づく承認を取得しなければならないため、有効性、安全性、及び品質等に関する十分なデータが得られず、予定していた時期に上市ができず延期になる、または上市を断念する可能性があります。これは当社グループのパイプラインを他社にライセンスアウトした場合も同様であり、当社グループが研究開発を行った医療用医薬品候補及び他社にライセンスアウトした医療用医薬品候補の上市が延期または中止された場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 薬事関連法規等の規制

当社は、「薬事法」等関連法規の厳格な規制を受けており、事業活動の遂行に際して以下の通り許認可等を受けています。

| 許認可等の<br>名称及び所管官庁 | 許認可等の内容<br>及び有効期限 | 主な許認可取消<br>又は業務停止事由 |
|---|---|---|
| 第一種医薬品製造販売業許可証<br>所管官庁：厚生労働省、香川県 | 薬事法第12条第1項の規定により許可された第一種医薬品製造販売業者であること。<br>有効期限：平成26年2月8日<br>（5年毎の更新） | 薬事法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、または役員等が欠格条項に該当したとき（薬事法第75条第1項） |
| 第二種医薬品製造販売業許可証<br>所管官庁：厚生労働省、香川県 | 薬事法第12条第1項の規定により許可された第二種医薬品製造販売業者であること。<br>有効期限：平成26年2月8日<br>（5年毎の更新） | 同上 |

これらの許認可等を受けるための諸条件及び関連法令の遵守に努めており、現時点において当該許認可等が取り消しとなる事由は発生していません。しかし、法令違反等によりその許認可等が取り消された場合には、規制の対象となる製品を回収し、またはその販売を中止することが求められる可能性及び対象事業を継続できない可能性があり、当社グループの運営に支障をきたし事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、将来において各国薬事法等の諸規制に大きな変化が生じた場合にも、同様に、当社グループの運営に支障をきたし事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

**(3) 副作用発現、製造物責任**

医薬品には、臨床試験段階から更には上市後以降において、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。当社グループは、こうした事態に備えて、製造物責任を含めた各種賠償責任に対応するための適切な保険に加入しておりますが、最終的に当社グループが負担する賠償額の全てに相当する保険金が支払われる保証はありません。また、当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、当社グループ及び当社グループの製品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があるとともに、社会的信頼の失墜を通じて当社グループの事業展開にも深刻な影響を及ぼす可能性があります。

**(4) 競合**

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による激しい競争状態にあり、その技術革新は急速に進んでいる状況です。これら競合相手との競争において必ずしも当社が優位性をもって継続できるとは限らず、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

**(5) 医療費抑制策**

当社グループの第一パイプライン「消炎鎮痛貼付剤（商品名：ETOREAT）」の最重要ターゲットである米国において、平成22年3月に改定された医療保険改革法案等による先発医薬品への価格引下げ圧力のほか、低価格のジェネリック医薬品の使用促進も進んでいます。また、我が国においても、政府は増え続ける医療費に歯止めをかけるため、医療費の伸びを抑制していく方針を示しており、定期的な薬価引き下げをはじめ、ジェネリック医薬品の使用促進等が進んでいます。今後の医療費政策の動向が当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## Ⅱ．事業遂行上のリスク

**(1) 特定のパイプライン／製品に関する提携契約への依存、収益の不確実性**

当社グループは、米国にて開発中の「消炎鎮痛貼付剤（商品名：ETOREAT）」に関する、製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しています。

しかしながら、このような提携契約は、相手先企業の経営方針の変更や経営環境の極端な悪化等の、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性があります。ETOREATの提携契約において、提携先である興和株式会社は、科学的又は経済上の理由により本製品の販売を開始又は継続することが困難であると合理的に判断した場合、その判断が本製品の販売前である場合は当社に対し当該理由の詳細な説明と共に３ヶ月前に通知することにより違約金なしで本契約を解除することができ、当該判断が本製品の販売開始後である場合は６ヶ月前に通知することにより違約金なしで本契約を解除することができます。なお、現時点ではこれら解除事由となる状況は発生していませんが、本契約が解除された場合は、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、製品上市前の収益として、所定の成果達成に基づくマイルストン収益を見込んでいますが、この発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであり、開発に遅延が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、平成25年より実施予定のETOREATの第Ⅲ相臨床試験において有効性を確認できなかった場合は、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

なお、当社グループでは今後、RSC-414114、MRX-7LAT、MRX-10XT等の後続パイプラインによる収益化に努め、ETOREAT関連の収益への依存度を低減していく方針ですが、それらの収益化についても、開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであり、これらの開発に遅延が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

**(2) 小規模組織、少数の事業推進者への依存、業務委託及び提携先への依存**

当社グループは、平成24年11月30日現在、取締役7名、監査役3名（非常勤監査役2名を含む）及び従業員22名、子会社従業員1名の小規模組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっています。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図る方針です。

また、当社グループの事業活動は、当社創業者であり設立当時からの代表取締役である松村眞良をはじめとする現在の経営陣、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めていますが、人材確保及び育成が順調に進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社グループでは、研究開発、製造及び販売に関して、業務委託及び業務提携することにより、比較的少人数による事業推進を可能にしています。しかしながら、何らかの理由により、業務受託又は業務提携先との関係が解消された場合には、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

**(3) 知的財産権**

当社グループでは研究開発をはじめとする事業展開において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しています。

下表に製薬会社等と提携済みの当社グループの代表的な２つのパイプラインに関する重要な特許の状況について記載します。

＜提携済みパイプラインに関連する主な特許の状況＞

| 商品名・開発コード | 発明の名称 | 出願国、権利化の状況 | 権利者・出願人 | ライセンスアウトの状況 |
|---|---|---|---|---|
| ETOREAT | 消炎鎮痛外用剤 | 米国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、スペイン、ベルギー、オランダ、スウェーデン、アイルランド、オーストリア、トルコ、中国、オーストラリア、韓国、南アフリカで登録。<br>カナダで出願中 | 当社 | ① 興和株式会社に米国における独占的販売権を許諾<br>② 株式会社ケイ・エム　トランスダームに独占的製造権を許諾 |
| | イオン液体化したエトドラクのテープ剤 | 日本で登録。<br>米国、*EPC 加盟国、カナダ、中国、韓国、オーストラリアで出願中 | | |
| RSC-414114 | 転写因子デコイを有効成分とする外用剤組成物 | 日本、米国、*EPC 加盟国、中国、韓国で出願中 | 当社<br>アンジェス MG 株式会社 | ① アンジェス MG 株式会社に、再実施許諾権付独占的開発・独占的販売権を許諾<br>② アンジェス MG 株式会社が塩野義製薬株式会社に共同開発・独占的販売権を許諾 |

*EPC(European Patent Convention)加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェイ、フィンランド、スペイン、ポルトガル、オーストリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、キプロス、サンマリノ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、セルビア、マケドニア、ギリシャ、エストニア、ポーランド、ルーマニア、リトアニア、ラトビア、スロバキア、スロベニア、アルバニア、トルコ

しかし、当社が保有している現在出願中の特許が全て成立する保証はありません。また、特許が成立した場合でも、当社の研究開発を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常在しています。当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは他社の特許権の侵害を未然に防止するため特許調査を実施しており、これまでに、当社グループの開発パイプラインに関する特許権等の知的財産権について第三者との間で訴訟が発生した事実はありません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって知的財産権侵害の問題を完全に回避することは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## Ⅲ. 業績等に関するリスク

### (1) 社歴の浅さ

当社は平成14年1月に設立された社歴の浅い企業であり、医薬品業界における豊富な経験を有する経営陣及び研究開発人員により運営されているものの、今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、将来の不確実要因も多いと考えられます。

### (2) マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社グループは、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業です。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にあります。当社グループも創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しています。

当社グループは、ETOREATを始めとするパイプラインの開発を推し進めることにより、将来の利益拡大を目指しています。しかしながら、設立以来当期純損失を計上しており、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社事業が計画通りに進展せず当期純利益を獲得できない場合には、繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

### (3) 収益計上が大きく変動する傾向

当社グループは、上市済み製品による売上を計上しているもののその額は微々たるものであり、当社グループの売上高は、ETOREATを始めとする現在開発中のパイプラインのライセンスアウト時の契約一時金及び開発進捗に伴うマイルストン収入に大きく影響されるため、過年度の売上高、当期純利益（損失）は不安定に推移しています。この傾向は、ETOREATを始めとする現在開発中のパイプラインが上市され安定的な収益基盤となるまで続くと見込まれます。

### (4) 資金繰り

当社グループは、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期に亘って先行投資の期間が続きます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社も営業キャッシュ・フローのマイナスが続いており、かつ現状では安定的な収益源を十分には有しておりません。

このため、先行投資期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務基盤の強化を図る方針です。当社グループでは、こうした方針を今後も継続していく予定ですが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

### (5) 為替変動リスク

当社グループの収入及び支出（計画を含む）には米国ドル建決済が含まれていますが、特段の為替リスクヘッジは行っておりません。大幅な為替変動が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 調達資金使途

上場時の公募増資により調達する資金は、医薬品の研究開発を中心とした事業費用に充当する計画です。但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が収益に結びつくには長期間を要する一方で、研究開発投資から期待した成果が得られる保証はなく、その結果、調達した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

### (7) 新株発行による資金調達

当社グループは際限ない成長意欲を有しており、将来の急速な事業規模の拡大に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

### (8) ベンチャーキャピタル等の当社株式保有比率

本書提出日における当社の発行済株式総数は、2,911,300株であります。うちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下総称して「VC等」といいます）が所有している株式数は、1,586,000株であり、その所有割合は54.5%です。

一般に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであり、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。なお、当該株式売却によって、短期的な需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

### (9) 新株予約権

当社は、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を採用しています。旧商法第280条ノ20、第280条ノ21、及び第280条ノ27の規定、並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して新株予約権の発行と付与を行いました。

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は2,911,300株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに199,000株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従って、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

### (10) 配当政策

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資回収も長期に及ぶ傾向にあり、当社も創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しています。このような状況下においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが、株主利益の最大化に繋がると考えています。

平成23年12月期末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。また、翌期についても当期純損失の計上を見込んでおり、利益配当は実施しない予定となっています。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、ETOREATをはじめとする現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えております。

## ５ 【経営上の重要な契約等】

| 契約書名<br>（対象パイプライン） | 契約先<br>（契約締結日） | 契約期間 | 主な契約内容 |
|---|---|---|---|
| 独占的販売権許諾契約書<br>(ETOREAT) | 興和株式会社<br>（平成23年3月10日） | 締結日から、本製品のテリトリーにおける発売開始から15年或いは本特許の最も遅い有効期限のいずれか遅い日まで | ①　当社は、米国及びプエルトリコにおける、エトドラク・リドカイン塩含有貼付剤の販売に関する独占的実施権を興和株式会社に許諾する。<br>②　当社は、その対価として、以下の契約一時金・マイルストンを受領する。<br>ａ．本契約の締結時：5億円<br>ｂ．本承認申請受理時：10.5億円<br>ｃ．本販売承認取得時：15億円<br>その他、単年における本製品の正味販売高が予め段階的に定めた額を達成した際、各々その予め定めた額の5%を受領する。<br>③　当社は、本製品を興和株式会社に独占的に供給するとともに、売上に応じた販売ロイヤルティを受領する。 |
| 共同開発及び実施許諾契約<br>(ETOREAT他) | 株式会社ケイ・エム トランスダーム、<br>株式会社カネカ<br>（平成21年9月28日） | 締結日から、本発明に係わる権利が全て消滅する日まで | ①　当社は、株式会社ケイ・エム トランスダームにエトドラク医薬品関連特許の製造及び販売会社への卸売に関する独占的実施権を許諾する。<br>②　当社は、その対価として、総額6億円をエトドラク医薬品の米国での開発進捗等に応じて2億円ずつ３回に分けて受領する。注) |
| 製造委受託等に関する契約<br>(ETOREAT) | 祐徳薬品工業株式会社<br>株式会社ケイ・エム トランスダーム<br>（平成21年12月16日） | 上市後10年が経過する日、或いは本製品関連特許期間 | エトドラク含有貼付剤の米国市場向け全需要のうち、年間5,000万枚までは、祐徳薬品工業株式会社へ優先的に製造委託する。 |
| ライセンス契約<br>(RSC-414114) | アンジェスMG株式会社<br>（平成23年3月31日） | 締結日から、本製剤がサブライセンシーにおいて販売されている期間 | ①　当社は、ILTS®を用いたNF-κBデコイオリゴを含有する経皮製剤の、全世界における皮膚疾患薬としての開発及び販売に関する再実施権付の独占的実施権をアンジェスMG株式会社に許諾する。<br>②　当社は、その対価として、開発進捗に応じたマイルストンを受領する。<br>③　アンジェスMG株式会社はサブライセンシーと共同で、本製品に関する非臨床試験及び臨床試験等を自らの費用により実施し、製造販売承認の取得を目指す。<br>④　当社は、本製品をアンジェスMG株式会社に独占的に供給するとともに、売上に応じた販売ロイヤルティを受領する。 |

（注）3回いずれも実施及び受領済み

## ６ 【研究開発活動】

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当社グループでは、イオン液体の特徴を利用したILTS®による経皮吸収型医薬品に関する研究開発を中心に研究開発活動を行っています。平成23年12月31日現在、当社グループの研究開発人員数は17名であり、当連結会計年度における研究開発費は939百万円です。

(1) 製剤開発

製剤開発については当社研究部（香川県東かがわ市）を拠点としています。

当社グループ独自の経皮吸収型製剤技術であるILTS®を基に、対象薬物候補における高い経皮浸透性、皮膚安全性等の実用化基準を満たす経皮吸収型製剤の開発を、当社グループ独自で、或いは、製薬会社等と共同で実施しています。

マイクロニードルアレイの開発に関しては、外部研究機関等との協力体制を敷いて取り組んでいます。

(2) 臨床開発

ETOREATの米国における臨床開発に関しては、100%子会社のILPを拠点とし、現地CROや米国薬事及びFDA対応に関する知識や経験の豊富なコンサルタントとの緊密な提携関係により、機動的に臨床試験を運営しています。

第11期第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

平成24年９月30日現在、当社グループの研究開発人員数は17名であり、第３四半期連結累計期間における研究開発費は308百万円です。

研究開発活動に関する詳細は、第１企業の概況　３事業の内容に記載していますのでご参照下さい。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

（資産）

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末比132百万円減少し、952百万円となりました。第三者割当増資を実施しましたが、製剤開発の推進等による研究開発費の増加により、現金及び預金が77百万円減少したことによります。

流動資産は648百万円となりました。主な内容は現金及び預金613百万円等であります。固定資産は303百万円となりました。主な内容は建物及び構築物197百万円等であります。研究開発設備等を7百万円取得しております。

（負債）

負債は、前連結会計年度末比25百万円増加し、105百万円となりました。流動負債は78百万円となり、主な内容は未払金20百万円等であります。固定負債は27百万円になり、主な内容は長期借入金5百万円、資産除去債務7百万円であります。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末比158百万円減少し、846百万円となりました。当期純損失433百万円の計上に伴う利益剰余金の減少はあるものの、増資に伴い資本金137百万円及び資本剰余金137百万円がそれぞれ増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の92.6%から88.9%になりました。

第11期第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

（資産）

当第３四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比28百万円減少し、923百万円となりました。金融機関から平成25年12月末に一括返済する契約で399百万円の長期借入れを行いましたが、四半期純損失438百万円を計上したこと等により、現金及び預金が20百万円減少しております。

流動資産は638百万円となりました。主な内容は現金及び預金593百万円等であります。固定資産は284百万円となりました。主な内容は建物及び構築物190百万円等であります。

（負債）

負債は、前連結会計年度末比409百万円増加し、515百万円となりました。金融機関から399百万円の長期借入れを行ったこと等によるものであります。

流動負債は64百万円となりました。主な内容は未払金36百万円等です。固定負債は451百万円となりました。主な内容は長期借入金399百万円等です。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末比438百万円減少し、407百万円となりました。四半期純損失438百万円の計上に伴い、利益剰余金が減少したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の88.9%から44.2%となりました。

(2) 経営成績の分析

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当連結会計年度においては、当社グループの最重要パイプラインであるETOREATの米国及びプエルトリコにおける独占的販売権を興和株式会社に許諾する等、製薬会社等との事業提携による契約金収入を中心に646百万円を研究開発等収入に計上しました。また、褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏0.9%」を中心とした製品売上として94百万円を計上し、当連結会計年度の売上高は741百万円（前連結会計年度比254.1%）となりました。

一方で、ETOREATの開発進展により米国での臨床開発費用を中心とした研究開発費939百万円（前連結会計年度比135.0%）など販売費及び一般管理費は1,141百万円（前連結会計年度比133.2%）を計上しました。この結果、営業損失は434百万円（前連結会計年度は623百万円の損失）、経常損失は479百万円（前連結会計年度は616百万円の損失）、当期純損失は433百万円（前連結会計年度は536百万円の損失）となりました。

第11期第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

当第３四半期連結累計期間において、当社グループでは、当社グループの最重要パイプラインであるETOREATの製品化に向けた開発を推し進めるとともに、後続パイプラインの研究開発及び提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

このような取り組みの結果、当第３四半期連結累計期間の製品売上高と研究開発等収入を合わせた売上高は58百万円、研究開発費用とその他経費を合わせた販売費及び一般管理費は470百万円を計上しました。営業損失は435百万円、経常損失は446百万円、四半期純損失は438百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は613百万円となり、前連結会計年度末より77百万円減少しました。これは、平成23年４月に行った第三者割当増資により、財務活動によるキャッシュ・フローが263百万円増加しましたが、営業活動により使用したキャッシュ・フロー322百万円と、機械装置の購入などの設備投資を行ったことによる投資活動により使用したキャッシュ・フロー７百万円の合計額が上回ったためです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に対して中期的に重要な影響を与える最大の要因は、ETOREAT開発の成否です。米国にて実施中の第Ⅲ相臨床試験において有効性が示され、米国の規制当局であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）に医療用医薬品としての製造販売承認取得のための申請を行って、製造販売承認を取得することにより、独占的販売権許諾契約に従ってマイルストンフィーを受領することができます。

(5) 経営戦略の現状とその見通し

上記（4）で挙げた、当社グループの最重要パイプラインであるETOREAT の開発を、製品化（＝米国における製造販売承認の取得）に向けて着実に進めていくことが、当社経営上の最重要課題であると認識しており、当社と100%子会社ILP間での連携を密にして開発に臨んでいます。特に、臨床開発に関しては、ILPを拠点とし、現地CROや米国薬事及びFDA対応に関する知識や経験の豊富なコンサルタントとの緊密な提携関係により、機動的に臨床試験を運営しています。

平成24年11月に、肩を対象とした第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験（試験番号2006）においてプラセボ群との間で有効性に関する統計学的有意差が確認されました。平成25年よりもう1本の第Ⅲ相臨床試験を実施して有効性を確認した上で、平成26年に医療用医薬品としての承認申請を行う予定であり、平成27年の承認取得、平成28年の上市を計画しています。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

ILTS®に代表される当社グループの経皮吸収型製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、製薬会社等と提携済みのETOREAT、RSC-414114に続くパイプラインの開発推進、即ち、ILTS®を活用した製剤開発、非臨床試験及び臨床試験に取り組んでいかねばなりません。株式上場を上記実現のための経営資源（ヒト・カネ）を確保する最大の手段として位置づけるとともに、研究開発推進の背骨となる多様性とチャレンジ精神を尊重する企業風土を培い続けていく所存です。

# 第３ 【設備の状況】

## １ 【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当社グループは、基幹事業であります製剤開発を中心に行っている研究開発に伴う設備や機器の新設、拡充を継続的に行っております。当連結会計年度における設備投資の総額は7,187千円であり、その主なものは次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 機械装置及び運搬具 | 背割れカット台 | 2,900千円 |
| | マイクロニードルアレイ用薬剤塗布装置 | 2,847千円 |
| 工具、器具及び備品 | 超低温フリーザー | 950千円 |

第11期第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

当第３四半期連結累計期間における設備投資の総額は1,983千円であり、その主なものは次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 工具、器具及び備品 | フランツセル２台 | 900千円 |

## 2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年12月31日現在

| 事業所名(所在地) | 事業の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 建物及び構築物 | 機械装置及び運搬具 | 工具、器具及び備品 | 土地(面積㎡) | 合計 | |
| 本社(香川県東かがわ市) | 医薬事業 | 本社業務 | 194,986 | 8,522 | 6,456 | ―<br>(―)<br>[64,658] | 209,964 | 19 |
| 白鳥ラボ(香川県東かがわ市) | 医薬事業 | 治験薬設備 | 2,409 | 26,627 | 141 | ―<br>(―) | 29,178 | ― |
| 東京事務所(東京都中央区) | 医薬事業 | 事業開発拠点 | ― | ― | 230 | ―<br>(―) | 230 | 2 |
| 大阪事務所(大阪市中央区) | 医薬事業 | 事業開発拠点 | ― | ― | 64 | ―<br>(―) | 64 | 4 |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社の土地を連結会社以外の者から賃借しており、年間賃借料は9,022千円であります。
なお、賃借している土地の面積は[ ]で記載しております。

(2) 在外子会社

平成23年９月30日現在

| 会社名事業所名(所在地) | 事業の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 建物及び構築物 | 機械装置及び運搬具 | 工具、器具及び備品 | 土地(面積㎡) | 合計 | |
| IL Pharma Inc.本社(米国マサチューセッツ州) | 医薬事業 | 事業開発拠点 | ― | ― | 268 | ―<br>(―) | 268 | 1 |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. IL Pharma Inc.の決算期は９月のため、平成23年９月30日現在の状況を記載しております。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成24年11月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

# 第４ 【提出会社の状況】

## １ 【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

#### ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---|---|
| 普通株式 | 11,645,200 |
| 計 | 11,645,200 |

(注) 平成24年12月６日開催の取締役会決議により、平成24年12月28日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は11,589,936株増加し、11,645,200株となっております。

#### ② 【発行済株式】

平成24年11月30日現在

| 種類 | 発行数<br>(株) | 上場金融商品取引所名又は<br>登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 普通株式 | 29,113 | 非上場 | 当社は単元株制度を採用しておりません。 |
| 計 | 29,113 | ― | ― |

(注) 1. 当社は、平成24年12月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っており、発行済株式総数は2,882,187株増加し、2,911,300株となっております。また、平成24年12月28日付で定款変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年10月27日臨時株主総会及び平成16年10月27日取締役会決議（第１回新株予約権）

| | 最近事業年度末現在<br>（平成23年12月31日） | 提出日の前月末現在<br>（平成24年12月31日） |
|---|---|---|
| 新株予約権の数 | 220個 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 220株 | 22,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 100,000円 | 1,000円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年10月27日から<br>平成26年10月26日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格　100,000円<br>資本組入額　50,000円 | 発行価格　1,000円<br>資本組入額　500円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることを要する。なお、当社に対する過去の貢献や将来のその期待に鑑み、取締役会が相当と認める場合は別異の取扱をすることができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に行使可能となった新株予約権については、以下の失効事由が発生した場合を除いて、当該地位を失った後６ヶ月以内に限り、権利行使可能とする。<br>①新株予約権者が当社の従業員たる地位より解雇された場合。<br>②株主総会の決議により、新株予約権者が当社の取締役または監査役たる地位から解任された場合。<br>③競業他社への就職、秘密保持義務への違背等当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合。<br>2. 権利行使可能期間内のいずれの年においても権利行使価額の年間の合計額は金1,200万円を超えないものとする。<br>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 | 同左 |

| | 最近事業年度末現在<br>（平成23年12月31日） | 提出日の前月末現在<br>（平成24年12月31日） |
|---|---|---|
| | 4. 新株予約権の譲渡、質入、その他一切の処分は認めない。<br>5. 新株予約権者の相続人は、行使期間が到来し、かつ、行使可能となった当該予約権のみを相続するものとする。<br>6. この他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | ― | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ― | ― |

（注）1. 新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、平成24年12月28日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

平成23年4月15日臨時株主総会、平成23年4月7日及び平成23年4月15日取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第５回新株予約権）は、次のとおりであります。

| | 最近事業年度末現在<br>（平成23年12月31日） | 提出日の前月末現在<br>（平成24年12月31日） |
|---|---|---|
| 新株予約権の数 | 1,780個(注) 1 | 1,770個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,780株 | 177,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 180,000円 | 1,800円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年4月27日から<br>平成33年4月14日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格　180,000円<br>資本組入額　90,000円 | 発行価格　1,800円<br>資本組入額　900円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。<br>①各新株予約権の行使にあたっては、一部行使ができるものとする。<br>②本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場（国内外を問わず。）に上場した場合に限り行使することができる。<br>③本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役、従業員または外部支援者の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。<br>④本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。<br>⑤本要項に定める取得事由が発生していない場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 | 同左 |

| | 最近事業年度末現在<br>（平成23年12月31日） | 提出日の前月末現在<br>（平成24年12月31日） |
|---|---|---|
| | ⑥その他の条件は、平成23年４月15日開催の臨時株主総会決議および取締役会決議の授権に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところよる。 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | ― | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ― | ― |

（注） 1. 本新株予約権発行と同時に、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権として発行済みの1,129個を消却することを条件として、1,780個を上限とする。即ち、第1回新株予約権として発行済みの220個と合わせて、新株予約権の発行数が総計2,000個を上回らないものとする。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社は、平成24年12月28日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成22年９月17日（注）１ | 9,375 | 27,586 | 375,000 | 1,997,125 | 375,000 | 1,566,325 |
| 平成23年４月26日（注）２ | 1,527 | 29,113 | 137,430 | 2,134,555 | 137,430 | 1,703,755 |
| 平成24年12月28日（注）３ | 2,882,187 | 2,911,300 | ― | 2,134,555 | ― | 1,703,755 |

（注）１．有償第三者割当増資
発行価格　80,000円
資本組入額　40,000円
割当先　ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合（2,099株）他、VC等15名

２．有償第三者割当増資
発行価格　180,000円
資本組入額　90,000円
割当先　興和株式会社（1,250株）　アンジェスMG株式会社（277株）

３．株式分割（１：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成24年11月30日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | ― | 1 | 1 | 34 | ― | ― | 19 | 55 | ― |
| 所有株式数（株） | ― | 400 | 100 | 18,747 | ― | ― | 9,866 | 29,113 | ― |
| 所有株式数の割合(%) | ― | 1.4 | 0.3 | 64.4 | ― | ― | 33.9 | 100.0 | ― |

（注）当社は、平成24年12月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。
また、平成24年12月28日付で定款変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年11月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(その他) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 29,113 | 29,113 | (注) 1 |
| 単元未満株式 | ― | ― | ― |
| 発行済株式総数 | 29,113 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 29,113 | ― |

(注) 1．権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2．当社は、平成24年12月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っており、完全議決権株式（その他）及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ2,911,300株となっております。

② 【自己株式等】

平成24年11月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | ― | ― | ― | ― | ― |

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社の取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

（平成16年10月27日臨時株主総会及び平成16年10月27日取締役会決議）

第１回新株予約権

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 平成16年10月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役１名<br>当社従業員３名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

（注）付与対象者の異動等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役３名、当社従業員１名となっております。

（平成23年４月15日臨時株主総会、平成23年４月７日及び平成23年4月15日取締役会決議）

第５回新株予約権

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 平成23年４月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役　　７名<br>当社監査役　　３名<br>当社従業員　　19名<br>当社子会社従業員　１名<br>外部支援者　　３名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

（注）付与対象者の退職により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役７名、当社監査役３名、当社従業員16名、当社子会社従業員１名、外部支援者３名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要しその投資回収も長期に及ぶ傾向にあります。当社も創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しており、第10期事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。研究開発の先行投資段階にある現況においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが株主利益の最大化に繋がると考えており、当面は内部留保に努めて研究開発資金の確保を優先する方針です。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、ETOREATをはじめとする現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えています。

剰余金の配当を行う場合は年１回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会です。また、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第５項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めています。

## 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## ５ 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | ― | 松村 眞良 | 昭和19年9月7日 | 昭和43年4月<br><br>昭和46年7月<br>昭和48年2月<br>昭和50年2月<br>昭和63年2月<br><br>平成4年2月<br>平成4年7月<br><br>平成12年9月<br>平成14年1月<br>平成19年10月 | 安井病院（現 社団法人信和会 京都民医連第二中央病院）勤務<br>帝國製薬株式会社入社<br>同社取締役<br>同社常務取締役<br>太田製薬株式会社（現日医工株式会社）代表取締役社長<br>帝國漢方製薬株式会社　代表取締役社長<br>テイコクメディックス株式会社（現日医工株式会社）代表取締役社長<br>帝國製薬株式会社　取締役副社長<br>当社設立代表取締役(現任)<br>IL Pharma Inc.取締役（現任） | (注)2 | 333,300 |
| 取締役 | 品質管理担当<br>品質管理部長 | 山崎 啓子 | 昭和25年1月28日 | 昭和47年4月<br>昭和57年1月<br>平成10年4月<br>平成14年1月<br>平成21年9月 | 味の素冷凍食品株式会社入社<br>帝國製薬株式会社入社<br>テイコクファルマケア株式会社　取締役<br>当社取締役(現任)<br>株式会社ケイ・エム トランスダーム 取締役 | (注)2 | 21,000 |
| 取締役 | 国内開発担当<br>開発部長 | 秋友 比呂志 | 昭和36年4月13日 | 昭和62年4月<br>平成14年6月<br>平成15年8月<br>平成17年3月<br>平成24年6月 | 帝國製薬株式会社入社<br>当社入社<br>当社監査役<br>当社取締役(現任)<br>株式会社ケイ・エム トランスダーム 取締役（現任） | (注)2 | 11,000 |
| 取締役 | 経営管理担当 | 松村 米浩 | 昭和45年9月10日 | 平成7年9月<br>平成15年8月<br>平成19年10月 | 株式会社コーポレイトディレクション入社<br>当社取締役(現任)<br>IL Pharma Inc.取締役（現任） | (注)2 | 233,100 |
| 取締役 | 事業開発担当<br>CMC担当<br>事業開発部長 | 田村 順一 | 昭和19年4月1日 | 昭和43年4月<br><br>平成11年6月<br>平成17年7月<br>平成19年3月<br>平成23年6月 | 大日本製薬株式会社<br>(現大日本住友製薬株式会社)入社<br>同社執行役員　医薬製品戦略室長<br>当社入社<br>当社取締役(現任)<br>株式会社ケイ・エム トランスダーム 取締役（現任） | (注)2 | 200 |
| 取締役 | 海外開発担当 | 桑原　雄二 | 昭和32年5月31日 | 昭和56年4月<br>平成12年12月<br><br>平成15年6月<br>平成17年9月<br>平成19年10月<br>平成23年3月 | 東レ株式会社入社<br>パレクセル・インターナショナル株式会社入社<br>アンジェスMG株式会社入社<br>当社入社<br>IL Pharma Inc.CEO（現任）<br>当社取締役（現任） | (注)2 | ― |
| 取締役 | 研究担当<br>研究部長 | 濱本　英利 | 昭和44年4月14日 | 平成6年4月<br>平成14年1月<br>平成23年3月 | 帝國製薬株式会社入社<br>当社入社<br>当社取締役（現任） | (注)2 | 5,000 |
| 常勤監査役 | ― | 福井 優 | 昭和23年8月13日 | 昭和49年4月<br>昭和59年10月<br><br>平成20年9月<br>平成22年6月 | 住友化学工業株式会社入社<br>住友製薬株式会社<br>(現大日本住友製薬株式会社）入社<br>当社入社<br>当社常勤監査役(現任) | (注)3 | 100 |
| 監査役 | ― | 團野 浩 | 昭和44年6月15日 | 平成7年4月<br>平成11年1月<br><br>平成12年10月<br>平成13年8月<br>平成15年1月<br>平成19年3月 | 帝國製薬株式会社入社<br>テイコクメディックス株式会社（現日医工株式会社）取締役<br>日本薬剤師連盟会長秘書<br>参議院議員第一秘書<br>株式会社ドーモ　代表取締役(現任)<br>当社監査役(現任) | (注)3 | ― |
| 監査役 | ― | 筒井 進 | 昭和14年3月12日 | 昭和36年10月<br>平成17年3月 | 株式会社ドラゴン　取締役(現任)<br>当社監査役(現任) | (注)3 | ― |
| 計 | | | | | | | 603,700 |

(注)1. 監査役 團野 浩、筒井 進は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成24年12月14日の臨時株主総会終結の時から１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成24年12月14日の臨時株主総会終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役松村米浩は、代表取締役社長松村眞良の長男であります。

## ６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、医療用医薬品の開発及び製造、販売という事業の性質上、医療業界や社会からの信頼を得ることは必要不可欠であり、その為にも健全性の高い組織を構築し、永続的に維持していくことが会社存続のために重要であると確信しております。その実効性を適宜観察、検証していく体制の確立を図ります。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

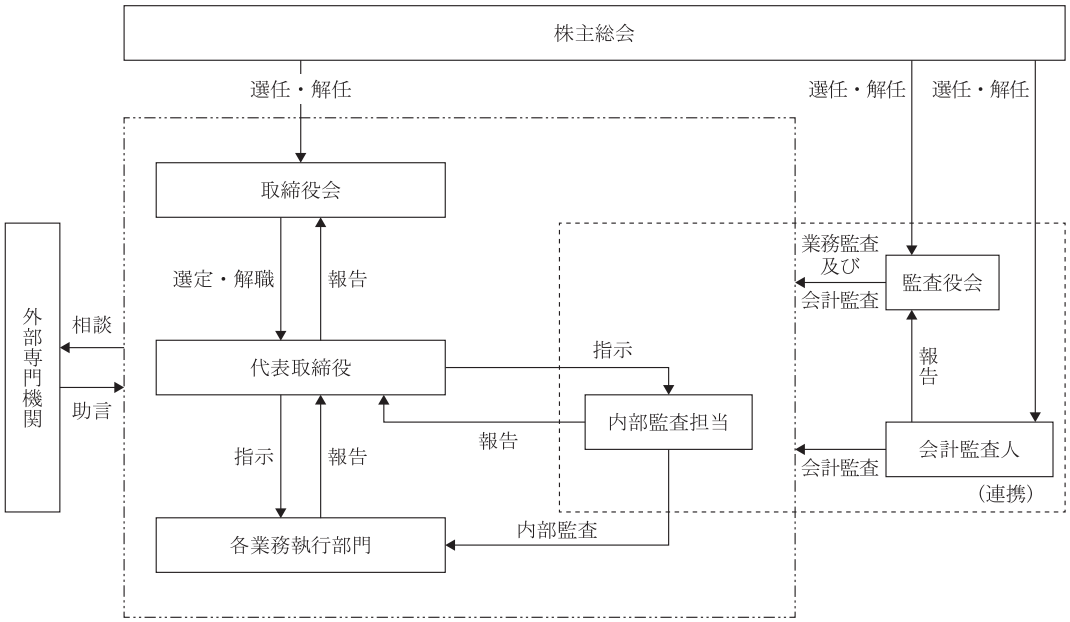


イ）取締役会の状況

当社の取締役会は常勤取締役6名及び海外子会社のCEOを務める非常勤取締役1名で構成されており、代表取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しております。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会には監査役3名（うち2名は社外監査役）も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。

ロ）監査役会及び監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名で、うち2名は会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たしております。

監査役会は毎月1回開催されており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査担当や会計監査人との連携に努めております。具体的には、監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しております。

ハ）内部監査の状況

当社は少数規模の組織からなるため、内部監査室などの専任部署は置かず、経営管理部に属する内部監査人代表（１名）及び他部署に属する内部監査人（２名）がその職責を担っております。内部監査人３名は年間の監査計画を立て、法令や会社諸規程等に基づき、経営目標達成のために適切かつ合理的に業務が遂行されているかを検証、評価し、業務の改善、能率の向上を目的とした助言、勧告を行っております。

ニ）会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。会社法及び金融商品取引法に準ずる監査を受け、会計上の課題については随時確認し、適正性を検証することに努めております。

なお、業務を執行する公認会計士は次のとおりであります。

指定有限責任社員　業務執行社員　髙倉　康
指定有限責任社員　業務執行社員　久保誉一
指定有限責任社員　業務執行社員　越智慶太

監査業務にかかる補助者は、公認会計士４名、その他４名であります。

ホ）内部監査及び監査役、並びに会計監査人の連携

当社における監査体制は、それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしております。またそれぞれの監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行っております。特に、内部監査担当と監査役は日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めております。

ヘ）内部統制システムの整備の状況

コーポレート・ガバナンスの健全性を保つべく、基本方針を以下のように定めて、各職務を執行しています。

- 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合していることを確保する。
- 取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程を定めて運用する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する。
- 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置く。並びに、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 取締役及び使用人が監査役会及び監査役に報告するための体制を整備する。また、監査役による監査が実効的に行われることを確保する。

これらを実現するため、組織規程（業務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備した上で、組織的な企業運営に当たっています。

ト）反社会的勢力への対応

当社は反社会的勢力との関係を一切遮断するために、「反社会的勢力排除規程」の制定を平成23年７月15日開催の取締役会で決議し、下記体制・対策を整備しています。

- 反社会的勢力対応部署の設置
- 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
- 外部専門機関との連携体制の確立
- 反社会的勢力対応マニュアルの策定
- 暴力団排除条項の導入

③リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めております。内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

④役員報酬の内容

平成23年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬総額は44,379千円であり、そのうち取締役７名に対する報酬の額は37,569千円、監査役３名に対する報酬の額は6,810千円であります。尚、上記報酬額には、海外子会社より支払われている役員報酬を含めております。

⑤取締役の定数

当社の取締役は７名以内とする旨を定款で定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦社外監査役との関係

社外監査役と当社の間には、監査役團野浩に10個、監査役筒井進に10個の新株予約権を付与していること以外の、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑧株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは特別決議要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ）中間配当

当社は、株主への機動的な利益配当を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ）監査役の責任免除

当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ）自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 最近連結会計年度の前連結会計年度 | | 最近連結会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 5,000 | ― | 5,000 | ― |
| 連結子会社 | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 5,000 | ― | 5,000 | ― |

② 【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

当社連結子会社であるIL Pharma Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トゥシュLLPに対して、税務申告業務の対価として、2,162千円（24千米ドル）支払っております。

最近連結会計年度

当社連結子会社であるIL Pharma Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トゥシュLLPに対して、税務申告業務の対価として、1,675千円（21千米ドル）支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等、また、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。なお、監査報酬額の妥当性については、監査役会の同意を得ております。

# 第５ 【経理の状況】

１　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成22年１月１日から平成22年12月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年１月１日から平成22年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成22年１月１日から平成22年12月31日まで）及び前事業年度（平成22年１月１日から平成22年12月31日まで）並びに当連結会計年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）及び当事業年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成24年７月１日から平成24年９月30日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成24年１月１日から平成24年９月30日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度<br>(平成22年12月31日) | 当連結会計年度<br>(平成23年12月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 691,285 | 613,637 |
| 売掛金 | 4,260 | 10,281 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,857 | 16,887 |
| その他 | 18,418 | 8,000 |
| 流動資産合計 | 729,821 | 648,807 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 204,585 | 197,396 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 47,593 | 35,149 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 13,072 | 7,161 |
| 有形固定資産合計 | ※1 265,251 | ※1 239,707 |
| 無形固定資産 | 330 | 128 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | ※2 26,666 | － |
| 長期前払費用 | 18,791 | 20,004 |
| 差入保証金 | 38,426 | 38,426 |
| その他 | 5,261 | 5,247 |
| 投資その他の資産合計 | 89,145 | 63,678 |
| 固定資産合計 | 354,727 | 303,513 |
| 資産合計 | 1,084,549 | 952,320 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 6,298 | 1,507 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 9,996 | 9,996 |
| 未払金 | 18,980 | 20,355 |
| 未払法人税等 | 7,864 | 7,642 |
| 未払消費税等 | － | 28,736 |
| その他 | 20,775 | 10,377 |
| 流動負債合計 | 63,916 | 78,616 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 15,839 | 5,843 |
| 繰延税金負債 | － | 1,851 |
| 資産除去債務 | － | 7,676 |
| その他 | － | 11,763 |
| 固定負債合計 | 15,839 | 27,134 |
| 負債合計 | 79,755 | 105,750 |

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,997,125 | 2,134,555 |
| 資本剰余金 | 1,566,325 | 1,703,755 |
| 利益剰余金 | △2,556,288 | △2,989,381 |
| 株主資本合計 | 1,007,161 | 848,928 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | △2,367 | △2,357 |
| その他の包括利益累計額合計 | △2,367 | △2,357 |
| 純資産合計 | 1,004,793 | 846,570 |
| 負債純資産合計 | 1,084,549 | 952,320 |

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

| | 当第３四半期連結会計期間<br>（平成24年９月30日） |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | ※1 593,011 |
| 受取手形及び売掛金 | 6,212 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,859 |
| その他 | 51,384 |
| 貸倒引当金 | △27,569 |
| 流動資産合計 | 638,898 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物（純額） | 190,322 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 25,343 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 5,826 |
| 有形固定資産合計 | 221,492 |
| 投資その他の資産 | |
| 長期前払費用 | 19,259 |
| 差入保証金 | 38,426 |
| その他 | 5,252 |
| 投資その他の資産合計 | 62,937 |
| 固定資産合計 | 284,429 |
| 資産合計 | 923,328 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 2,608 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 8,342 |
| 未払金 | 36,599 |
| 未払法人税等 | 4,552 |
| その他 | 12,288 |
| 流動負債合計 | 64,391 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | ※1 399,000 |
| 繰延税金負債 | 1,814 |
| 資産除去債務 | 7,795 |
| その他 | 42,501 |
| 固定負債合計 | 451,111 |
| 負債合計 | 515,502 |

（単位：千円）

| | 当第３四半期連結会計期間<br>（平成24年９月30日） |
|---|---|
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,134,555 |
| 資本剰余金 | 1,703,755 |
| 利益剰余金 | △3,428,082 |
| 株主資本合計 | 410,227 |
| その他の包括利益累計額 | |
| 為替換算調整勘定 | △2,401 |
| その他の包括利益累計額合計 | △2,401 |
| 純資産合計 | 407,825 |
| 負債純資産合計 | 923,328 |

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| 製品売上高 | 84,946 | 94,789 |
| 研究開発等収入 | 206,823 | 646,591 |
| 売上高合計 | 291,769 | 741,381 |
| 売上原価 | | |
| 製品売上原価 | 58,275 | 34,668 |
| 売上原価合計 | 58,275 | 34,668 |
| 売上総利益 | 233,494 | 706,713 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1　857,205 | ※1　1,141,598 |
| 営業損失（△） | △623,710 | △434,885 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 89 | 150 |
| 持分法による投資利益 | 26,666 | － |
| 受取家賃 | 3,394 | 2,915 |
| その他 | 225 | 400 |
| 営業外収益合計 | 30,376 | 3,467 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 405 | 304 |
| 持分法による投資損失 | － | 38,429 |
| 株式交付費 | 2,734 | 1,241 |
| 為替差損 | 19,626 | 8,078 |
| その他 | 57 | 125 |
| 営業外費用合計 | 22,823 | 48,180 |
| 経常損失（△） | △616,157 | △479,598 |
| 特別利益 | | |
| 助成金収入 | 50,819 | 52,803 |
| 保険解約返戻金 | 32,217 | － |
| 特別利益合計 | 83,037 | 52,803 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ※2　21 | ※2　91 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | － | 872 |
| 特別損失合計 | 21 | 963 |
| 税金等調整前当期純損失（△） | △533,141 | △427,759 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,523 | 3,482 |
| 法人税等調整額 | － | 1,851 |
| 法人税等合計 | 3,523 | 5,333 |
| 少数株主損益調整前当期純損失（△） | － | △433,093 |
| 当期純損失（△） | △536,665 | △433,093 |

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 少数株主損益調整前当期純損失（△） | － | △433,093 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | － | 10 |
| その他の包括利益合計 | － | ※2　10 |
| 包括利益 | － | ※1　△433,083 |
| （内訳） | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | － | △433,083 |

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

| | 当第３四半期連結累計期間<br>（自　平成24年１月１日<br>至　平成24年９月30日） |
|---|---|
| 売上高 | |
| 製品売上高 | 45,429 |
| 研究開発等収入 | 13,465 |
| 売上高合計 | 58,894 |
| 売上原価 | |
| 製品売上原価 | 24,130 |
| 売上原価合計 | 24,130 |
| 売上総利益 | 34,764 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 470,605 |
| 営業損失（△） | △435,841 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 65 |
| 受取賃貸料 | 1,714 |
| 為替差益 | 4,227 |
| 受取研究開発負担金 | 20,970 |
| その他 | 378 |
| 営業外収益合計 | 27,356 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,337 |
| 株式公開費用 | 5,009 |
| 持分法による投資損失 | 30,738 |
| 営業外費用合計 | 38,085 |
| 経常損失（△） | △446,570 |
| 特別利益 | |
| 助成金収入 | 10,445 |
| 特別利益合計 | 10,445 |
| 税金等調整前四半期純損失（△） | △436,124 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,613 |
| 法人税等調整額 | △37 |
| 法人税等合計 | 2,576 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失（△） | △438,701 |
| 四半期純損失（△） | △438,701 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

| | 当第３四半期連結累計期間<br>（自　平成24年１月１日<br>至　平成24年９月30日） |
|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失（△） | △438,701 |
| その他の包括利益 | |
| 為替換算調整勘定 | △43 |
| その他の包括利益合計 | △43 |
| 四半期包括利益 | △438,744 |
| （内訳） | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | △438,744 |

③【連結株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 1,622,125 | 1,997,125 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 375,000 | 137,430 |
| 当期変動額合計 | 375,000 | 137,430 |
| 当期末残高 | 1,997,125 | 2,134,555 |
| 資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | 1,191,325 | 1,566,325 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 375,000 | 137,430 |
| 当期変動額合計 | 375,000 | 137,430 |
| 当期末残高 | 1,566,325 | 1,703,755 |
| 利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | △2,019,623 | △2,556,288 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失（△） | △536,665 | △433,093 |
| 当期変動額合計 | △536,665 | △433,093 |
| 当期末残高 | △2,556,288 | △2,989,381 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 793,826 | 1,007,161 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 750,000 | 274,860 |
| 当期純損失（△） | △536,665 | △433,093 |
| 当期変動額合計 | 213,335 | △158,233 |
| 当期末残高 | 1,007,161 | 848,928 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 前期末残高 | △2,213 | △2,367 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △154 | 10 |
| 当期変動額合計 | △154 | 10 |
| 当期末残高 | △2,367 | △2,357 |
| その他の包括利益累計額合計 | | |
| 前期末残高 | △2,213 | △2,367 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △154 | 10 |
| 当期変動額合計 | △154 | 10 |
| 当期末残高 | △2,367 | △2,357 |

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 791,613 | 1,004,793 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 750,000 | 274,860 |
| 当期純損失（△） | △536,665 | △433,093 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △154 | 10 |
| 当期変動額合計 | 213,181 | △158,223 |
| 当期末残高 | 1,004,793 | 846,570 |

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純損失（△） | △533,141 | △427,759 |
| 減価償却費 | 47,900 | 39,460 |
| 固定資産除却損 | 21 | 91 |
| 受取利息及び受取配当金 | △89 | △150 |
| 支払利息 | 405 | 304 |
| 為替差損益（△は益） | 14,300 | 11,708 |
| 持分法による投資損益（△は益） | △26,666 | 38,429 |
| 助成金収入 | △50,819 | △52,803 |
| 保険解約返戻金 | △32,217 | － |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | － | 872 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | 4,386 | △6,020 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △14,967 | △1,030 |
| 未収入金の増減額（△は増加） | △10,797 | 10,797 |
| 長期前払費用の増減額（△は増加） | △11,202 | △1,213 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 6,068 | △4,791 |
| 未払金の増減額（△は減少） | 1,592 | 1,374 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | △20,466 | 28,736 |
| その他 | 2,673 | 6,453 |
| 小計 | △623,020 | △355,539 |
| 利息及び配当金の受取額 | 89 | 150 |
| 利息の支払額 | △405 | △304 |
| 助成金の受取額 | 66,862 | 36,760 |
| 保険積立金の解約による収入 | 67,847 | － |
| 法人税等の支払額 | △3,523 | △3,482 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △492,150 | △322,415 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △48,679 | △7,187 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △48,679 | △7,187 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 30,000 | － |
| 長期借入金の返済による支出 | △4,165 | △9,996 |
| 株式の発行による収入 | 747,266 | 273,618 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 773,101 | 263,622 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △14,472 | △11,668 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 217,799 | △77,648 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 473,486 | 691,285 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1　691,285 | ※1　613,637 |

【継続企業の前提に関する事項】

前連結会計年度(自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| 項目 | 前連結会計年度<br>(自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日) |
|---|---|---|
| 1.　連結の範囲に関する事項 | すべての子会社を連結しております。<br>連結子会社の数　　1社<br>連結子会社の名称　　IL Pharma Inc. | 同左 |
| 2.　持分法の適用に関する事項 | すべての関連会社に持分法を適用しております。<br>持分法を適用した関連会社数　　1社<br>持分法を適用した関連会社の名称<br>株式会社ケイ・エム　トランスダーム | 同左 |
| 3.　連結子会社の事業年度等に関する事項 | 連結子会社の決算日は、９月30日であります。<br>連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 | 同左 |
| 4.　会計処理基準に関する事項 | (1)重要な資産の評価基準及び評価方法<br>たな卸資産<br>原材料及び貯蔵品<br>先入先出法による原価法<br>(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)<br><br>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法<br>①有形固定資産<br>建物(建物附属設備を除く)…定額法<br>その他の有形固定資産……定率法<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物及び構築物　　５～50年<br>機械装置及び運搬具　　４～７年<br>工具、器具及び備品　　４年<br><br>②無形固定資産<br>定額法<br>ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。<br><br>(3)重要な繰延資産の処理方法<br>株式交付費<br>支出時に全額費用処理しております。 | (1)重要な資産の評価基準及び評価方法<br>たな卸資産<br>原材料及び貯蔵品<br>同左<br><br>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法<br>①有形固定資産<br>同左<br><br>②無形固定資産<br>同左<br><br>(3)重要な繰延資産の処理方法<br>株式交付費<br>同左 |

| 項目 | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| | (4)連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準<br>　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 | (4)連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準<br>同左 |
| | ― | (5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲<br>　手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。 |
| | (5)その他連結財務諸表作成のための重要な事項<br>消費税等の会計処理<br>　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 | (6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項<br>消費税等の会計処理<br>同左 |
| 5.　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 | 　連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。 | ― |
| 6.　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 　手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。 | ― |

【会計方針の変更】

| 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| ― | (資産除去債務に関する会計基準等)<br>　当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。<br>　これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失は、それぞれ297千円増加しており、税金等調整前当期純損失は1,169千円増加しております。 |

【表示方法の変更】

| 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| － | （連結損益計算書関係）<br>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年３月24日　内閣府令第５号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。 |

【追加情報】

| 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| － | 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。 |

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

| 前連結会計年度<br>（平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|
| ※1　有形固定資産の減価償却累計額<br>289,142千円<br>※2　関連会社に対するものは次のとおりであります。<br>投資有価証券（株式）　26,666千円 | ※1　有形固定資産の減価償却累計額<br>327,477千円<br>－ |

（連結損益計算書関係）

| 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| ※1　販売費及び一般管理費の主なもの<br>研究開発費　695,785千円<br>給料及び手当　35,721千円<br>減価償却費　6,184千円<br>なお、研究開発費の総額は上記金額であります。 | ※1　販売費及び一般管理費の主なもの<br>研究開発費　939,394千円<br>給料及び手当　30,967千円<br>減価償却費　5,304千円<br>なお、研究開発費の総額は上記金額であります。 |
| ※2　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>工具、器具及び備品　21千円 | ※2　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>工具、器具及び備品　91千円 |

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)

※1　当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

| | |
|---|---|
| 親会社株主に係る包括利益 | △536,819千円 |
| 計 | △536,819千円 |

※2　当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

| | |
|---|---|
| 為替換算調整勘定 | △154千円 |
| 計 | △154千円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日)

1　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 18,211 | 9,375 | ― | 27,586 |

(注)普通株式の増加は、第三者割当増資に伴う新株発行による増加9,375株であります。

2　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第1回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第2回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第3回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第4回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | | | ― | ― | ― | ― | ― |

4　配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)

1　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 27,586 | 1,527 | ― | 29,113 |

(注)普通株式の増加は、第三者割当増資に伴う新株発行による増加1,527株であります。

2　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第１回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第５回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | | | ― | ― | ― | ― | ― |

4　配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前連結会計年度<br>(自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日) |
|---|---|
| ※1　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | ※1　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 |
| 現金及び預金　691,285千円 | 現金及び預金　613,637千円 |
| 現金及び現金同等物　691,285千円 | 現金及び現金同等物　613,637千円 |

(リース取引関係)

| 前連結会計年度<br>(自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日) |
|---|---|
| 1. オペレーティングリース取引<br>(借主側)<br>オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料 | 1. オペレーティングリース取引<br>(借主側)<br>オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料 |
| １年内　9,022千円 | １年内　9,022千円 |
| １年超　121,820 〃 | １年超　112,798 〃 |
| 合計　130,843千円 | 合計　121,820千円 |

(金融商品関係)

前連結会計年度(自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

1　金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

資金運用については、短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達は、新株発行による資金調達を主としております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社土地の賃貸借契約に係るものであり、地方自治体に預託しているものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。

長期借入金は研究開発活動に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後３年であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金繰計画を作成、適時に更新するなどの方法により管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2参照)。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 691,285 | 691,285 | － |
| (2)売掛金 | 4,260 | 4,260 | － |
| (3)差入保証金 | 38,426 | 37,669 | △756 |
| 資産計 | 733,972 | 733,215 | △756 |
| (1)買掛金 | 6,298 | 6,298 | － |
| (2)未払金 | 18,980 | 18,980 | － |
| (3)未払法人税等 | 7,864 | 7,864 | － |
| (4)長期借入金 | 25,835 | 25,764 | △71 |
| 負債計 | 58,979 | 58,908 | △71 |

(注)1．金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 投資有価証券（連結貸借対照表計上額26,666千円）は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 691,285 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 4,260 | ― | ― | ― |
| 差入保証金 | ― | ― | ― | 38,426 |
| 合計 | 695,546 | ― | ― | 38,426 |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| 区分 | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 9,996 | 9,996 | 5,843 |

当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)

1　金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

資金運用については、短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達は、新株発行による資金調達を主としております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社土地の賃貸借契約に係るものであり、地方自治体に預託しているものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。

長期借入金は研究開発活動に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後２年であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金繰計画を作成、適時に更新するなどの方法により管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 613,637 | 613,637 | － |
| (2)売掛金 | 10,281 | 10,281 | － |
| (3)差入保証金 | 38,426 | 35,887 | △2,538 |
| 資産計 | 662,344 | 659,805 | △2,538 |
| (1)買掛金 | 1,507 | 1,507 | － |
| (2)未払金 | 20,355 | 20,355 | － |
| (3)未払法人税等 | 7,642 | 7,642 | － |
| (4)未払消費税等 | 28,736 | 28,736 | － |
| (5)長期借入金 | 15,839 | 15,815 | △24 |
| 負債計 | 74,081 | 74,057 | △24 |

(注)1．金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

2．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 613,637 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 10,281 | ― | ― | ― |
| 差入保証金 | ― | ― | ― | 38,426 |
| 合計 | 623,918 | ― | ― | 38,426 |

3．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| 区分 | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 9,996 | 5,843 | ― |

（有価証券関係）

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
前連結会計年度(自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1)ストック・オプションの内容

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名)<br>(注) | 当社取締役　1<br>当社従業員　3 | 当社取締役　2<br>当社従業員　15 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 220 | 普通株式 164 |
| 付与日 | 平成16年10月27日 | 平成17年12月12日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。 | 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成18年10月27日<br>～平成26年10月26日 | 平成19年12月12日<br>～平成27年12月11日 |

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名)<br>(注) | 当社取締役　4<br>当社監査役　1<br>当社従業員　26<br>外部支援者　3 | 当社取締役　5<br>当社監査役　1<br>当社従業員　26 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 616 | 普通株式 396 |
| 付与日 | 平成19年１月30日 | 平成20年４月３日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において当社あるいは子会社の役員、従業員または外部支援者であることを要する。<br>ただし、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場に上場した場合に限り行使することができる。 | 権利行使時において当社あるいは子会社の役員、従業員または外部支援者であることを要する。<br>ただし、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場に上場した場合に限り行使することができる。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成21年２月１日<br>～平成29年１月30日 | 平成22年４月５日<br>～平成30年３月27日 |

(注) 付与対象者の区分については付与日現在の区分を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利確定前 | | |
| 前連結会計年度末(株) | － | － |
| 付与(株) | － | － |
| 失効(株) | － | － |
| 権利確定(株) | － | － |
| 未確定残(株) | － | － |
| 権利確定後 | | |
| 前連結会計年度末(株) | 220 | 157 |
| 権利確定(株) | － | － |
| 権利行使(株) | － | － |
| 失効(株) | － | － |
| 未行使残(株) | 220 | 157 |

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利確定前 | | |
| 前連結会計年度末(株) | － | 374 |
| 付与(株) | － | － |
| 失効(株) | － | － |
| 権利確定(株) | － | 374 |
| 未確定残(株) | － | － |
| 権利確定後 | | |
| 前連結会計年度末(株) | 598 | － |
| 権利確定(株) | － | 374 |
| 権利行使(株) | － | － |
| 失効(株) | － | － |
| 未行使残(株) | 598 | 374 |

② 単価情報

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利行使価格(円) | 100,000 | 250,000 |
| 行使時平均株価(円) | － | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | － | － |

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利行使価格(円) | 270,000 | 270,000 |
| 行使時平均株価(円) | － | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | － | － |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
　将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
①当連結会計年度末における本源的価値の合計額　０円
②当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名
　該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名)<br>(注) | 当社取締役　1<br>当社従業員　3 | 当社取締役　2<br>当社従業員　15 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 220 | 普通株式 164 |
| 付与日 | 平成16年10月27日 | 平成17年12月12日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。 | 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成18年10月27日<br>～平成26年10月26日 | 平成19年12月12日<br>～平成27年12月11日 |

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名)<br>(注) | 当社取締役　4<br>当社監査役　1<br>当社従業員　26<br>外部支援者　3 | 当社取締役　5<br>当社監査役　1<br>当社従業員　26 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 616 | 普通株式 396 |
| 付与日 | 平成19年１月30日 | 平成20年４月３日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において当社あるいは子会社の役員、従業員または外部支援者であることを要する。<br>ただし、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場に上場した場合に限り行使することができる。 | 権利行使時において当社あるいは子会社の役員、従業員または外部支援者であることを要する。<br>ただし、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場に上場した場合に限り行使することができる。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成21年２月１日<br>～平成29年１月30日 | 平成22年４月５日<br>～平成30年３月27日 |

| | 第５回新株予約権 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名)<br>(注) | 当社取締役　　7<br>当社監査役　　3<br>当社従業員　　22<br>当社子会社従業員　1<br>外部支援者　　3 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 1,780 |
| 付与日 | 平成23年４月26日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において、当社あるいは子会社の役員、従業員または外部支援者であることを要する。<br>ただし、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場に上場した場合に限り行使することができる。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成25年４月27日<br>～平成33年４月14日 |

(注)付与対象者の区分については付与日現在の区分を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利確定前 | | |
| 前連結会計年度末(株) | － | － |
| 付与(株) | － | － |
| 失効(株) | － | － |
| 権利確定(株) | － | － |
| 未確定残(株) | － | － |
| 権利確定後 | | |
| 前連結会計年度末(株) | 220 | 157 |
| 権利確定(株) | － | － |
| 権利行使(株) | － | － |
| 失効(株) | － | 157 |
| 未行使残(株) | 220 | － |

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利確定前 | | |
| 前連結会計年度末(株) | － | － |
| 付与(株) | － | － |
| 失効(株) | － | － |
| 権利確定(株) | － | － |
| 未確定残(株) | － | － |
| 権利確定後 | | |
| 前連結会計年度末(株) | 598 | 374 |
| 権利確定(株) | － | － |
| 権利行使(株) | － | － |
| 失効(株) | 598 | 374 |
| 未行使残(株) | － | － |

| | 第５回新株予約権 |
|---|---|
| 権利確定前 | |
| 前連結会計年度末(株) | － |
| 付与(株) | 1,780 |
| 失効(株) | － |
| 権利確定(株) | － |
| 未確定残(株) | 1,780 |
| 権利確定後 | |
| 前連結会計年度末(株) | － |
| 権利確定(株) | － |
| 権利行使(株) | － |
| 失効(株) | － |
| 未行使残(株) | － |

② 単価情報

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利行使価格(円) | 100,000 | 250,000 |
| 行使時平均株価(円) | － | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | － | － |

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 権利行使価格(円) | 270,000 | 270,000 |
| 行使時平均株価(円) | － | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | － | － |

| | 第５回新株予約権 |
|---|---|
| 権利行使価格(円) | 180,000 |
| 行使時平均株価(円) | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | － |

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、第５回新株予約権のストック・オプションについて、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産法により算定された当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額　０円

②当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

7. ストック・オプションの条件変更

平成23年４月15日の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年４月26日付けで、第２回新株予約権、第３回新株予約権及び第４回新株予約権として発行済みの1,129個を消却しております。

（税効果会計関係）

| 前連結会計年度<br>（平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|
| 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳<br>（繰延税金資産）<br>未払事業税 1,774千円<br>有形固定資産 158 〃<br>繰越欠損金 869,201 〃<br>その他 2,640 〃<br>繰延税金資産小計 873,775千円<br>評価性引当額 △873,775 〃<br>繰延税金資産合計 ― 千円 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br>（繰延税金資産）<br>未払事業税 1,475千円<br>有形固定資産 141 〃<br>資産除去債務 2,715 〃<br>繰越欠損金 814,389 〃<br>繰延税金資産小計 818,722千円<br>評価性引当額 △818,254 〃<br>繰延税金資産合計 467千円<br><br>（繰延税金負債）<br>資産除去債務に対応する除去費用 2,319千円<br>繰延税金負債合計 2,319千円<br>繰延税金負債の純額 1,851千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳<br>法定実効税率 40.4%<br>（調整）<br>交際費等永久に損金に算入されない項目 △0.1〃<br>住民税均等割 △0.7〃<br>繰越欠損金控除期限経過 △9.6〃<br>未実現利益税効果未認識額 △7.4〃<br>持分法による投資損益 2.0〃<br>評価性引当額の増減 △25.4〃<br>その他 0.1〃<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率 △0.7% | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳<br>法定実効税率 40.4%<br>（調整）<br>交際費等永久に損金に算入されない項目 △0.1〃<br>住民税均等割 △0.8〃<br>繰越欠損金控除期限経過 △16.0〃<br>未実現利益税効果未認識額 △9.3〃<br>持分法による投資損益 △3.6〃<br>関係会社株式評価損の連結修正 2.2〃<br>評価性引当額の増減 △14.0〃<br>その他 △0.1〃<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率 △1.3%<br><br>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額<br>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成25年１月１日に開始する連結会計年度から平成27年１月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成28年１月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。<br>この税率の変更により、繰延税金負債の純額が262千円減少し、法人税等調整額の金額が同額減少しております。 |

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当連結会計年度末（平成23年12月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

当社グループは医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、当社グループの全売上高及び全資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

当社グループの海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当社グループは医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| 興和株式会社 | 500,000 | 医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務 |
| 株式会社ケイ・エム　トランスダーム | 122,000 | 医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
前連結会計年度(自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主(法人) | ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区 | 6,000,000 | 投資ファンド | (被所有)直接12.2 | ― | 第三者割当増資 | 167,920 | ― | ― |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | 株式会社ケイ・エム・トランスダーム | 大阪市北区 | 200,000 | 医薬品の研究開発、製造 | (所有)直接　49.0 | 当社保有特許の実施許諾役員の兼任 | 主にETOREATの製造権の実施許諾 | 102,000 | ― | ― |
| | | | | | | | 白鳥ラボの賃貸料の受取 | 1,714 | ― | ― |

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した価格交渉の上で決定しております。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及び役員の近親者 | 松村　眞良 | 香川県東かがわ市 | ― | 当社代表取締役 | (被所有)直接12.1 | 債務被保証 | 保証協会に対する債務被保証※1 | 25,835 | ― | ― |
| | 松村　まほ | 香川県東かがわ市 | ― | ― | (被所有)直接8.5 | 資金の貸借増資の引受 | 資金の借入※2 | 99,000 | ― | ― |
| | | | | | | | 利息の支払※2 | 199 | ― | ― |
| | | | | | | | 第三者割当増資※3 | 44,000 | ― | ― |
| | 松村　米浩 | 東京都文京区 | ― | 当社取締役 | (被所有)直接8.4 | 増資の引受 | 第三者割当増資※3 | 40,000 | ― | ― |
| | 樋掛　早亜子 | 東京都豊島区 | ― | ― | (被所有)直接1.5 | 増資の引受 | 第三者割当増資※3 | 16,000 | ― | ― |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役松村眞良より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

※2. 借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

※3. 当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | 株式会社ケイ・エムトランスダーム | 大阪市北区 | 300,000 | 医薬品の研究開発、製造 | (所有)直接　49.0 | 当社保有特許の実施許諾役員の兼任 | 主にETOREATの製造権の実施許諾 | 122,000 | 前受金 | 5,250 |
| | | | | | | | 白鳥ラボの賃貸料の受取 | 2,285 | － | － |

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等は含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した価格交渉の上で決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及び主要株主 | 松村　眞良 | 香川県東かがわ市 | ― | 当社代表取締役 | (被所有)直接　11.4 | 債務被保証 | 保証協会に対する債務被保証 | 15,839 | － | － |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役松村眞良より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

| 項目 | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 36,424円 4銭 | 29,078円78銭 |
| １株当たり当期純損失金額(△) | △25,637円29銭 | △15,126円72銭 |
| | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 |

（注）　算定上の基礎

1.　１株当たり純資産額

| 項目 | 前連結会計年度<br>（平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 1,004,793 | 846,570 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 1,004,793 | 846,570 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 27,586 | 29,113 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 27,586 | 29,113 |

2.　１株当たり当期純損失金額

| 項目 | 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 連結損益計算書上の当期純損失(△)(千円) | △536,665 | △433,093 |
| 普通株主に帰属しない金額 | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純損失(△)(千円) | △536,665 | △433,093 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 20,933 | 28,631 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式<br>新株予約権の目的となる株式の総数：1,349株<br>これらの詳細については、「第４提出会社の状況１　株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式<br>新株予約権の目的となる株式の総数：2,000株<br>これらの詳細については、「第４提出会社の状況１　株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当社は、平成24年12月６日開催の取締役会で、平成24年12月28日を効力発生日とする株式分割を決議しております。

(1)株式分割の概要

①　株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

②　株式分割の方法

平成24年12月27日を基準日として、平成24年12月28日付をもって普通株式1株を100株に分割いたします。

(2)分割による増加株式数

株式分割前の当社発行済株式総数

普通株式　29,113株

今回の分割により増加した株式数

普通株式　2,882,187株

株式分割後の当社発行済株式総数

普通株式　2,911,300株

(3)株式分割の効力発生日

平成24年12月28日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における１株当たり情報及び当期首に行なわれたと仮定した場合の当連結会計年度における１株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

| 前連結会計年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当連結会計年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額　364円24銭 | １株当たり純資産額　290円79銭 |
| １株当たり当期純損失金額（△）　△256円37銭 | １株当たり当期純損失金額（△）　△151円26銭 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 |

(5)新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式数と1株当たりの行使価額を以下の通り調整しております。

| | 調整前 | | 調整後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | 行使価額 | 株式数 | 行使価額 |
| 第１回新株予約権 | 220株 | 100,000円 | 22,000株 | 1,000円 |
| 第５回新株予約権 | 1,770株 | 180,000円 | 177,000株 | 1,800円 |

(6)発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成24年12月28日をもって当社の定款第６条を変更し、発行可能株式総数を11,589,936株増加して11,645,200株としております。

同様に定款第８条を新設し、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

【継続企業の前提に関する事項】

当第３四半期連結会計期間(自　平成24年７月１日　至　平成24年９月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

| 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日) |
|---|
| 第１四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号　平成21年12月４日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日)を適用しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第３四半期連結会計期間<br>(平成24年９月30日) |
|---|
| ※１　担保資産及び担保付債務<br>現金及び預金のうち定期預金300,000千円は、長期借入金300,000千円の担保に供しております。なお、当該担保については、東京証券取引所が当社の上場承認を公表した日をもって担保解除されることになっております。 |

(四半期連結損益計算書関係)

| 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日) | |
|---|---|
| ※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | |
| 研究開発費 | 308,273千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 27,569千円 |
| 給料及び手当 | 19,425千円 |
| 減価償却費 | 3,311千円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成24年１月１日<br>至　平成24年９月30日) |
|---|---|
| 減価償却費 | 20,312千円 |

（株主資本等関係）

当第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年９月30日）

当社グループは医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第３四半期連結累計期間<br>（自　平成24年１月１日<br>至　平成24年９月30日） |
|---|---|
| １株当たり四半期純損失金額(△) | △150円69銭 |
| （算定上の基礎） | |
| 四半期純損失金額(△)(千円) | △438,701 |
| 普通株主に帰属しない金額 | － |
| 普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円) | △438,701 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,911,300 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | － |

(注)1. 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、１株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 平成24年12月６日付の取締役会で普通株式１株を100株とする株式分割を決議しており、１株当たり四半期純損失金額は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

（会計方針の変更）

第１四半期連結会計期間より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

当社は、第３四半期連結貸借対照表日後の平成24年12月６日に株式分割について取締役会で決議しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われた仮定として、１株当たり四半期純損失金額を算定しております

（重要な後発事象）

当第３四半期連結累計期間（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

株式分割

当社は、平成24年12月６日開催の取締役会で、平成24年12月28日を効力発生日とする株式分割を決議しております。

(1)株式分割の概要

①　株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

② 株式分割の方法

平成24年12月27日を基準日として、平成24年12月28日付をもって普通株式1株を100株に分割いたします。

(2)分割による増加株式数

株式分割前の当社発行済株式総数

普通株式 29,113株

今回の分割により増加した株式数

普通株式 2,882,187株

株式分割後の当社発行済株式総数

普通株式 2,911,300株

(3)株式分割の効力発生日

平成24年12月28日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

（１株あたり情報）は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5)新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式数と1株当たりの行使価額を以下の通り調整しております。

| | 調整前 | | 調整後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | 行使価額 | 株式数 | 行使価額 |
| 第１回新株予約権 | 220株 | 100,000円 | 22,000株 | 1,000円 |
| 第５回新株予約権 | 1,770株 | 180,000円 | 177,000株 | 1,800円 |

(6)発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成24年12月28日をもって当社の定款第６条を変更し、発行可能株式総数を11,589,936株増加して11,645,200株としております。

同様に定款第８条を新設し、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

⑤ 【連結附属明細表】（平成23年12月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 前期末残高（千円） | 当期末残高（千円） | 平均利率（％） | 返済期限 |
|---|---|---|---|---|
| 短期借入金 | ― | ― | ― | ― |
| １年内返済予定の長期借入金 | 9,996 | 9,996 | 1.5 | ― |
| １年内返済予定のリース債務 | ― | ― | ― | ― |
| 長期借入金（１年内返済予定のものを除く。） | 15,839 | 5,843 | 1.5 | 平成25年１月４日～平成25年７月１日 |
| リース債務（１年内返済予定のものを除く。） | ― | ― | ― | ― |
| その他有利子負債 | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 25,835 | 15,839 | ― | ― |

（注）1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | １年超２年以内（千円） | ２年超３年以内（千円） | ３年超４年以内（千円） | ４年超５年以内（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 5,843 | ― | ― | ― |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産額の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(平成22年12月31日) | 当事業年度<br>(平成23年12月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 689,830 | 612,499 |
| 売掛金 | 4,260 | 10,281 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,857 | 16,887 |
| 前払費用 | 5,204 | 3,899 |
| 未収入金 | 10,797 | － |
| その他 | 611 | 1,911 |
| 流動資産合計 | 726,561 | 645,478 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 201,306 | 194,912 |
| 構築物（純額） | 3,278 | 2,483 |
| 機械及び装置（純額） | 47,593 | 35,149 |
| 車両運搬具（純額） | 0 | 0 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 12,642 | 6,892 |
| 有形固定資産合計 | ※1 264,820 | ※1 239,438 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 330 | 128 |
| 無形固定資産合計 | 330 | 128 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 218,992 | 294,000 |
| 長期前払費用 | 18,791 | 20,004 |
| 差入保証金 | 38,426 | 38,426 |
| その他 | 5,095 | 5,095 |
| 投資その他の資産合計 | 281,305 | 357,526 |
| 固定資産合計 | 546,456 | 597,093 |
| 資産合計 | 1,273,018 | 1,242,572 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 6,298 | 1,507 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 9,996 | 9,996 |
| 未払金 | 16,707 | 15,470 |
| 未払法人税等 | 7,864 | 7,642 |
| 未払消費税等 | － | 28,736 |
| 前受金 | － | 5,250 |
| 預り金 | 4,733 | 5,127 |
| その他 | 16,042 | － |
| 流動負債合計 | 61,642 | 73,730 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 15,839 | 5,843 |
| 繰延税金負債 | － | 1,851 |
| 資産除去債務 | － | 7,676 |
| 固定負債合計 | 15,839 | 15,370 |
| 負債合計 | 77,481 | 89,101 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,997,125 | 2,134,555 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,566,325 | 1,703,755 |
| 資本剰余金合計 | 1,566,325 | 1,703,755 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △2,367,913 | △2,684,839 |
| 利益剰余金合計 | △2,367,913 | △2,684,839 |
| 株主資本合計 | 1,195,536 | 1,153,470 |
| 純資産合計 | 1,195,536 | 1,153,470 |
| 負債純資産合計 | 1,273,018 | 1,242,572 |

②【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| 製品売上高 | 84,946 | 94,789 |
| 研究開発等収入 | ※1　304,823 | ※1　744,591 |
| 売上高合計 | 389,769 | 839,381 |
| 売上原価 | | |
| 当期製品仕入高 | 58,275 | 34,668 |
| 製品売上原価 | 58,275 | 34,668 |
| 売上総利益 | 331,494 | 804,713 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 28,050 | 35,100 |
| 給料及び手当 | 35,721 | 30,967 |
| 研究開発費 | ※1, ※2　702,795 | ※1, ※2　942,323 |
| 減価償却費 | 6,184 | 5,304 |
| その他 | 91,450 | 121,552 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 864,202 | 1,135,248 |
| 営業損失（△） | △532,707 | △330,535 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 89 | 150 |
| 受取賃貸料 | ※1　3,394 | ※1　2,915 |
| その他 | 225 | 400 |
| 営業外収益合計 | 3,709 | 3,467 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 405 | 304 |
| 株式交付費 | 2,734 | 1,241 |
| 為替差損 | 14,300 | 11,709 |
| その他 | 57 | 125 |
| 営業外費用合計 | 17,497 | 13,381 |
| 経常損失（△） | △546,495 | △340,449 |
| 特別利益 | | |
| 助成金収入 | 50,819 | 52,803 |
| 保険解約返戻金 | 32,217 | － |
| 特別利益合計 | 83,037 | 52,803 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ※3　21 | ※3　91 |
| 関係会社株式評価損 | － | 22,992 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | － | 872 |
| 特別損失合計 | 21 | 23,955 |
| 税引前当期純損失（△） | △463,479 | △311,601 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,472 | 3,472 |
| 法人税等調整額 | － | 1,851 |
| 法人税等合計 | 3,472 | 5,323 |
| 当期純損失（△） | △466,951 | △316,925 |

③【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 1,622,125 | 1,997,125 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 375,000 | 137,430 |
| 当期変動額合計 | 375,000 | 137,430 |
| 当期末残高 | 1,997,125 | 2,134,555 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 1,191,325 | 1,566,325 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 375,000 | 137,430 |
| 当期変動額合計 | 375,000 | 137,430 |
| 当期末残高 | 1,566,325 | 1,703,755 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 1,191,325 | 1,566,325 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 375,000 | 137,430 |
| 当期変動額合計 | 375,000 | 137,430 |
| 当期末残高 | 1,566,325 | 1,703,755 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | △1,900,962 | △2,367,913 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失（△） | △466,951 | △316,925 |
| 当期変動額合計 | △466,951 | △316,925 |
| 当期末残高 | △2,367,913 | △2,684,839 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | △1,900,962 | △2,367,913 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失（△） | △466,951 | △316,925 |
| 当期変動額合計 | △466,951 | △316,925 |
| 当期末残高 | △2,367,913 | △2,684,839 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 912,487 | 1,195,536 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 750,000 | 274,860 |
| 当期純損失（△） | △466,951 | △316,925 |
| 当期変動額合計 | 283,048 | △42,065 |
| 当期末残高 | 1,195,536 | 1,153,470 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 912,487 | 1,195,536 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 750,000 | 274,860 |
| 当期純損失（△） | △466,951 | △316,925 |
| 当期変動額合計 | 283,048 | △42,065 |
| 当期末残高 | 1,195,536 | 1,153,470 |

【継続企業の前提に関する事項】

前事業年度(自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

| 項目 | 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 子会社株式及び関連会社株式<br>移動平均法による原価法 | 子会社株式及び関連会社株式<br>同左 |
| 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 原材料及び貯蔵品<br>先入先出法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） | 原材料及び貯蔵品<br>同左 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | ①有形固定資産<br>建物（建物附属設備を除く）…定額法<br>その他の有形固定資産……定率法<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br><br>建物　５～50年<br>機械及び装置　４～７年<br>工具、器具及び備品　４年<br><br>②無形固定資産<br>定額法<br>ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 | ①有形固定資産<br>同左<br><br>②無形固定資産<br>同左 |
| 4. 繰延資産の処理方法 | 株式交付費<br>支出時に全額費用処理しております。 | 株式交付費<br>同左 |
| 5. 外資建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 | 同左 |
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理<br>同左 |

【会計方針の変更】

| 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| － | （資産除去債務に関する会計基準等）<br>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。<br>これにより、当事業年度の営業損失、経常損失は、それぞれ297千円増加しており、税引前当期純損失は1,169千円増加しております。 |

【表示方法の変更】

| 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| （損益計算書関係）<br>前事業年度において独立掲記しておりました「受取手数料」（当事業年度191千円）は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 | － |

【注記事項】

（貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>（平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|
| ※1　有形固定資産の減価償却累計額　　288,889千円 | ※1　有形固定資産の減価償却累計額　　327,121千円 |

（損益計算書関係）

| 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| ※1　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>研究開発等収入　　200,000千円<br>研究開発費　　438,925千円<br>受取賃貸料　　1,714千円 | ※1　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>研究開発等収入　　220,000千円<br>研究開発費　　705,347千円<br>受取賃貸料　　2,285千円 |
| ※2　研究開発費の総額は702,795千円であります。 | ※2　研究開発費の総額は942,323千円であります。 |
| ※3　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>工具、器具及び備品　　21千円 | ※3　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>工具、器具及び備品　　91千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

| 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| 1. オペレーティングリース取引<br>（借主側）<br>オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料<br><br>１年内　9,022千円<br>１年超　121,820 〃<br>合計　130,843千円 | 1. オペレーティングリース取引<br>（借主側）<br>オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料<br><br>１年内　9,022千円<br>１年超　112,798 〃<br>合計　121,820千円 |

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年12月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| (1)子会社株式 | 22,992 |
| (2)関連会社株式 | 196,000 |
| 計 | 218,992 |

当事業年度（平成23年12月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| (1)子会社株式 | － |
| (2)関連会社株式 | 294,000 |
| 計 | 294,000 |

（税効果会計関係）

| 前事業年度<br>（平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|
| 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳<br>（繰延税金資産）<br>未払事業税 1,774千円<br>有形固定資産 150 〃<br>繰越欠損金 866,080 〃<br>繰延税金資産小計 868,005千円<br>評価性引当額 △868,005 〃<br>繰延税金資産合計 ― 千円 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br>（繰延税金資産）<br>未払事業税 1,475千円<br>有形固定資産 127 〃<br>資産除去債務 2,715 〃<br>繰越欠損金 808,167 〃<br>繰延税金資産小計 812,486千円<br>評価性引当額 △812,018 〃<br>繰延税金資産合計 467千円<br><br>（繰延税金負債）<br>資産除去債務に対応する除去費用 2,319千円<br>繰延税金負債合計 2,319千円<br>繰延税金負債の純額 1,851千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳<br>法定実効税率 40.4%<br>（調整）<br>交際費等永久に損金に算入されない項目 △0.1〃<br>住民税均等割 △0.7〃<br>繰越欠損金控除期限経過 △11.0〃<br>評価性引当額の増減 △29.3〃<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率 △0.7% | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳<br>法定実効税率 40.4%<br>（調整）<br>交際費等永久に損金に算入されない項目 △0.2〃<br>住民税均等割 △1.1〃<br>繰越欠損金控除期限経過 △21.9〃<br>評価性引当額の増減 △19.0〃<br>その他 0.1〃<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率 △1.7%<br><br>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額<br>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成25年１月１日に開始する事業年度から平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成28年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。<br>この税率の変更により、繰延税金負債の純額が262千円減少し、法人税等調整額の金額が同額減少しております。 |

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年12月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（１株当たり情報）

| 項目 | 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 43,338円51銭 | 39,620円47銭 |
| １株当たり当期純損失金額(△) | △22,306円93銭<br>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。 | △11,069円31銭<br>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。 |

（注）　算定上の基礎

1.　１株当たり純資産額

| 項目 | 前事業年度<br>（平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 1,195,536 | 1,153,470 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 1,195,536 | 1,153,470 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 27,586 | 29,113 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 27,586 | 29,113 |

2.　１株当たり当期純損失金額

| 項目 | 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|---|
| 損益計算書上の当期純損失(△)(千円) | △466,951 | △316,925 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純損失(△)(千円) | △466,951 | △316,925 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 20,933 | 28,631 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権の目的となる種類：普通株式<br>新株予約権の目的となる株式の総数：1,349株<br>これらの詳細については、「第４提出会社の状況１　株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 新株予約権の目的となる種類：普通株式<br>新株予約権の目的となる株式の総数：2,000株<br>これらの詳細については、「第４提出会社の状況１　株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成22年１月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当社は、平成24年12月６日開催の取締役会で、平成24年12月28日を効力発生日とする株式分割を決議しております。

(1)株式分割の概要

①　株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

②　株式分割の方法

平成24年12月27日を基準日として、平成24年12月28日付をもって普通株式1株を100株に分割いたします。

(2)分割による増加株式数

株式分割前の当社発行済株式総数

普通株式　29,113株

今回の分割により増加した株式数

普通株式　2,882,187株

株式分割後の当社発行済株式総数

普通株式　2,911,300株

(3)株式分割の効力発生日

平成24年12月28日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における１株当たり情報及び当期首に行なわれたと仮定した場合の当事業年度における１株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

| 前事業年度<br>（自　平成22年１月１日<br>至　平成22年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成23年１月１日<br>至　平成23年12月31日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額　433円39銭 | １株当たり純資産額　396円20銭 |
| １株当たり当期純損失金額（△）　△223円 6銭 | １株当たり当期純損失金額（△）　△110円69銭 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 |

(5)新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式数と1株当たりの行使価額を以下の通り調整しております。

| | 調整前 | | 調整後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | 行使価額 | 株式数 | 行使価額 |
| 第１回新株予約権 | 220株 | 100,000円 | 22,000株 | 1,000円 |
| 第５回新株予約権 | 1,770株 | 180,000円 | 177,000株 | 1,800円 |

(6)発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成24年12月28日をもって当社の定款第６条を変更し、発行可能株式総数を11,589,936株増加して11,645,200株としております。

同様に定款第８条を新設し、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

④ 【附属明細表】（平成23年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

| 資産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 | 当期償却額 | 差引当期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 298,881 | 7,072 | － | 305,954 | 111,041 | 13,042 | 194,912 |
| 構築物 | 9,552 | － | － | 9,552 | 7,069 | 795 | 2,483 |
| 機械及び装置 | 142,613 | 5,747 | － | 148,361 | 113,211 | 18,191 | 35,149 |
| 車両運搬具 | 294 | － | － | 294 | 294 | － | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 102,367 | 1,439 | 1,410 | 102,397 | 95,504 | 7,098 | 6,892 |
| 建設仮勘定 | － | 7,187 | 7,187 | － | － | － | － |
| 有形固定資産計 | 553,709 | 21,447 | 8,597 | 566,559 | 327,121 | 39,126 | 239,438 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | － | － | － | 1,822 | 1,694 | 202 | 128 |
| 無形固定資産計 | － | － | － | 1,822 | 1,694 | 202 | 128 |
| 長期前払費用 | 19,562 | 3,021 | 1,645 | 20,938 | 933 | 806 | 20,004 |

（注）1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 機械及び装置 | 背割れカット台 | 2,900千円 |
| | マイクロニードルアレイ用薬剤塗布装置 | 2,847千円 |
| 工具、器具及び備品 | 超低温フリーザー | 950千円 |

2. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成23年12月31日現在）

① 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|---|---|
| 現金 | 553 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 539,470 |
| 定期預金 | 72,475 |
| 預金計 | 611,945 |
| 合計 | 612,499 |

② 売掛金

イ 相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|---|---|
| 日本新薬株式会社 | 10,196 |
| アンジェスMG株式会社 | 85 |
| 合計 | 10,281 |

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高(千円) (A) | 当期発生高(千円) (B) | 当期回収高(千円) (C) | 次期繰越高(千円) (D) | 回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$ | 滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$ |
|---|---|---|---|---|---|
| 4,260 | 881,350 | 875,329 | 10,281 | 98.8 | 3.0 |

（注） 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③　原材料及び貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|---|---|
| 原材料 | |
| 　主要材料 | 1,650 |
| 計 | 1,650 |
| 貯蔵品 | |
| 　研究用消耗品 | 15,236 |
| 計 | 15,236 |
| 合計 | 16,887 |

④　関係会社株式

| 銘柄 | 金額(千円) |
|---|---|
| (関連会社株式) | |
| 　株式会社ケイ・エム トランスダーム | 294,000 |
| 合計 | 294,000 |

⑤　買掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|---|---|
| ジャパンメディック株式会社 | 1,507 |
| 合計 | 1,507 |

(3)　【その他】

該当事項はありません。

# 第６ 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|---|
| 事業年度 | １月１日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | ３月中 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 株券の種類 | － |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日<br>12月31日 |
| １単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え<br>取扱場所<br>株主名簿管理人<br>取次所<br>名義書換手数料<br>新券交付手数料 | <br>－<br>－<br>－<br>－<br>－ |
| 単元未満株式の買取り<br>取扱場所<br>株主名簿管理人<br>取次所<br>買取手数料 | <br>大阪市中央区北浜四丁目５番33号<br>三井住友信託銀行株式会社　証券代行部<br>東京都千代田区丸の内一丁目４番１号<br>三井住友信託銀行株式会社<br>三井住友信託銀行株式会社　全国本支店<br>無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。<br>http://www.medrx.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第７ 【提出会社の参考情報】

## １ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

## ２ 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

# 第四部 【株式公開情報】

## 第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

# 第２ 【第三者割当等の概況】

## １ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 株式（１） | 株式（２） | 新株予約権(ストック・オプション) |
|---|---|---|---|
| 発行年月日 | 平成22年９月17日 | 平成23年４月26日 | 平成23年４月26日 |
| 種類 | 普通株式 | 同左 | 第５回新株予約権 |
| 発行数 | 9,375株 | 1,527株 | 普通株式1,780株 |
| 発行価格 | 80,000円(注) ５ | 180,000円(注) ５ | 180,000円(注) ６ |
| 資本組入額 | 40,000円 | 90,000円 | 90,000円 |
| 発行価額の総額 | 750,000,000円 | 274,860,000円 | 320,400,000円 |
| 資本組入額の総額 | 375,000,000円 | 137,430,000円 | 160,200,000円 |
| 発行方法 | 有償第三者割当 | 同左 | 平成23年４月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | － | (注) ２ | (注) ３、４ |

（注）1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第１項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で書面により割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(4)　当社が、前３項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(5)　当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成23年12月31日であります。

2. 同施行規則第255条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後１年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。

3. 同施行規則第257条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。

4. 同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等の間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。

5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウントキャッシュフロー方式、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

| | 新株予約権 |
|---|---|
| 行使時の払込金額 | 180,000円 |
| 行使期間 | 平成25年４月27日から<br>平成33年４月14日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。<br>①各新株予約権の行使にあたっては、一部行使ができるものとする。<br>②本新株予約権は、当会社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場（国内外を問わず。）に上場した場合に限り行使することができる。<br>③本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役、従業員または外部支援者の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。<br>④本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。<br>⑤本要項に定める取得事由が発生していない場合に限り、本新株予約権を行使することができる。<br>⑥その他の条件は、平成23年４月15日開催の臨時株主総会決議および取締役会決議の授権に基づき、当会社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |

8. 平成24年12月28日付で、株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格及び資本組入額は株式分割前の発行数、発行価格及び資本組入額で記載しております。

## ２ 【取得者の概況】

株式

（１）平成22年９月17日発行

| 取得者の氏名<br>又は名称等 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>（株） | 価格（単価）<br>（円） | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社ジャフコ<br>代表取締役　豊貴伸一<br>資本金33,251百万円 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 投資業 | 2,099 | 167,920,000<br>(80,000) | （注）1 |
| アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員リード・キャピタル・マネージメント株式会社<br>代表取締役　谷本　徹<br>資本金10百万円 | 東京都千代田区丸の内一丁目２番１号 | 投資業 | 1,050 | 84,000,000<br>(80,000) | ― |
| ジャフコV1－Ｂ号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社ジャフコ<br>代表取締役　豊貴伸一<br>資本金33,251百万円 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 投資業 | 1,049 | 83,920,000<br>(80,000) | （注）1 |
| NIFSMBC－V2006S1投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員大和企業投資株式会社<br>代表取締役社長　上田照章<br>資本金18,767百万円 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 投資業 | 701 | 56,080,000<br>(80,000) | ― |
| ジャフコV1－Ａ号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社ジャフコ<br>代表取締役　豊貴伸一<br>資本金33,251百万円 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 投資業 | 629 | 50,320,000<br>(80,000) | ― |
| 安田企業投資4号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員安田企業投資株式会社<br>代表取締役　藤井常雄<br>資本金400百万円 | 東京都千代田区麹町四丁目２番７号 | 投資業 | 625 | 50,000,000<br>(80,000) | ― |

| 取得者の氏名<br>又は名称等 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格(単価)<br>(円) | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| アント・リード2号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員リード・キャピタル・マネージメント株式会社<br>代表取締役　谷本　徹<br>資本金10百万円 | 東京都千代田区丸の内一丁目２番１号 | 投資業 | 575 | 46,000,000<br>(80,000) | ― |
| 松村 まほ | 香川県東かがわ市 | 会社役員 | 550 | 44,000,000<br>(80,000) | (注) 1、2 |
| 松村 米浩 | 東京都文京区 | 会社役員 | 500 | 40,000,000<br>(80,000) | (注) 1、3 |
| ジャフコV1－スター投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社ジャフコ<br>代表取締役　豊貴伸一<br>資本金33,251百万円 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 投資業 | 420 | 33,600,000<br>(80,000) | ― |
| 株式会社カネカ<br>代表取締役社長　菅原公一<br>資本金33,046百万円 | 大阪市北区中之島三丁目２番４号 | 事業会社 | 390 | 31,200,000<br>(80,000) | ― |
| ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社ジャフコ<br>代表取締役　豊貴伸一<br>資本金33,251百万円 | 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 | 投資業 | 375 | 30,000,000<br>(80,000) | ― |
| 樋掛 早亜子 | 東京都豊島区 | 会社員 | 200 | 16,000,000<br>(80,000) | (注) 4、5 |

| 取得者の氏名<br>又は名称等 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格(単価)<br>(円) | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 源内スピリット1号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社香川銀キャピタル<br>代表取締役　上原和範<br>資本金50百万円 | 香川県高松市亀井町７番地１ | 投資業 | 125 | 10,000,000<br>(80,000) | ― |
| NIFベンチャーキャピタルファンド2005L－2投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員大和企業投資株式会社<br>代表取締役社長　上田照章<br>資本金18,767百万円 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 投資業 | 49 | 3,920,000<br>(80,000) | ― |
| バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員バイオ・サイト・キャピタル株式会社<br>代表取締役　谷　正之<br>資本金83百万円 | 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目７番15号 | 投資業 | 38 | 3,040,000<br>(80,000) | ― |

（注）1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
3. 特別利害関係者等（当社取締役）
4. 特別利害関係者等（当社取締役の二親等以内の血族）
5. 当社従業員
6. 平成24年12月28日付で、株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

（２）平成23年４月26日発行

| 取得者の氏名<br>又は名称等 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格(単価)<br>(円) | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 興和株式会社<br>代表取締役　三輪芳弘<br>資本金3,840百万円 | 名古屋市中区錦三丁目６番29号 | 事業会社 | 1,250 | 225,000,000<br>(180,000) | ― |
| アンジェスMG株式会社<br>代表取締役社長　山田英<br>資本金9,466百万円 | 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目７番15号 | 事業会社 | 277 | 49,860,000<br>(180,000) | ― |

（注）平成24年12月28日付で、株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

平成23年４月26日発行

| 取得者の氏名<br>又は名称等 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格(単価)<br>(円) | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 松村　眞良 | 香川県東かがわ市 | 会社役員 | 450 | 81,000,000<br>(180,000) | (注) １，２ |
| 松村　米浩 | 東京都文京区 | 会社役員 | 200 | 36,000,000<br>(180,000) | (注) １，３ |
| 桑原　雄二 | 米国マサチューセッツ州 | 会社役員 | 140 | 25,200,000<br>(180,000) | (注) ３ |
| 秋友　比呂志 | 千葉県船橋市 | 会社役員 | 95 | 17,100,000<br>(180,000) | (注) ３ |
| 田村　順一 | 大阪府豊中市 | 会社役員 | 95 | 17,100,000<br>(180,000) | (注) ３ |
| 濱本　英利 | 徳島県板野郡北島町 | 会社役員 | 95 | 17,100,000<br>(180,000) | (注) ３ |
| 山崎　啓子 | 香川県東かがわ市 | 会社役員 | 85 | 15,300,000<br>(180,000) | (注) ３ |
| 合田 公志郎 | 大阪市阿部野区 | 会社員 | 65 | 11,700,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 福井 優 | 兵庫県西宮市 | 会社役員 | 65 | 11,700,000<br>(180,000) | (注) ４ |
| 辰巳 昇 | 香川県高松市 | 会社員 | 60 | 10,800,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 石橋 賢樹 | 徳島県鳴門市 | 会社員 | 50 | 9,000,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 三輪 泰司 | 香川県高松市 | 会社員 | 42 | 7,560,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| Martine A. Francis | 米国ヴァージニア州 | 会社員 | 40 | 7,200,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 小林 勝則 | 徳島県板野郡北島町 | 会社員 | 40 | 7,200,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 播磨 久明 | 徳島県徳島市 | 会社役員 | 38 | 6,840,000<br>(180,000) | |
| 川畑 博文 | 兵庫県三田市 | 会社員 | 30 | 5,400,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 藤定 繁夫 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 30 | 5,400,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 樋掛　早亜子 | 東京都豊島区 | 会社員 | 14 | 2,520,000<br>(180,000) | (注) ５，６ |
| 森 万希子 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 14 | 2,520,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 谷本 高広 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 13 | 2,340,000<br>(180,000) | (注) ６ |
| 藤本 和美 | 茨城県北相馬郡利根町 | 会社員 | 13 | 2,340,000<br>(180,000) | (注) ６ |

| 取得者の氏名<br>又は名称等 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格(単価)<br>(円) | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 山中 勝弘 | 香川県高松市 | 会社員 | 13 | 2,340,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 鎌田 尚子 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 10 | 1,800,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 團野 浩 | 東京都調布市 | 会社役員 | 10 | 1,800,000<br>(180,000) | (注) 4 |
| 筒井 進 | 香川県東かがわ市 | 会社役員 | 10 | 1,800,000<br>(180,000) | (注) 4 |
| 中平 敏男 | 徳島県徳島市 | 会社役員 | 10 | 1,800,000<br>(180,000) | |
| 森吉 達朗 | 徳島県鳴門市 | 会社員 | 10 | 1,800,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 天野 江美 | 香川県高松市 | 会社員 | 7 | 1,260,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 竹本 真喜子 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 7 | 1,260,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 濱本 里香 | 徳島県板野郡北島町 | 会社員 | 6 | 1,080,000<br>(180,000) | (注) 5, 6 |
| 濱田 充代 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 6 | 1,080,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 近藤 泰之 | 香川県東かがわ市 | 会社員 | 5 | 900,000<br>(180,000) | (注) 6 |
| 原田 秀昭 | 徳島県徳島市 | 会社員 | 2 | 360,000<br>(180,000) | |

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社監査役)
5. 特別利害関係者等(当社取締役の二親等以内の血族)
6. 当社あるいは当社子会社従業員
7. 退職等により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。
8. 平成24年12月28日付で、株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## ３ 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

# 第３ 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| 松村 眞良（注）1,2 | 香川県東かがわ市 | 378,300<br>(45,000) | 12.16<br>(1.45) |
| ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合（注）1 | 東京都千代田区大手町１丁目５番１号 | 337,400 | 10.85 |
| 松村 米浩（注）1,3 | 東京都文京区 | 253,100<br>(20,000) | 8.14<br>(0.64) |
| 松村 まほ（注）1,4 | 香川県東かがわ市 | 235,000 | 7.56 |
| ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合（注）1 | 東京都千代田区大手町１丁目５番１号 | 168,700 | 5.42 |
| 興和株式会社(注）1 | 名古屋市中区錦３丁目６番29号 | 125,000 | 4.02 |
| アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合（注）1 | 東京都千代田区丸の内１丁目２番１号 | 105,000 | 3.38 |
| ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合（注）1 | 東京都千代田区大手町１丁目５番１号 | 101,100 | 3.25 |
| 有限会社松村薬局（注）1 | 香川県東かがわ市湊616－８ | 97,000 | 3.12 |
| NIFSMBC－V2006S1投資事業有限責任組合（注）1 | 東京都千代田区丸の内１丁目９番１号 | 80,600 | 2.59 |
| アント・リード１号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内一丁目２番１号 | 75,000 | 2.41 |
| エヌ・ブイ・シー・シー関西三号投資事業有限責任組合 | 東京都港区赤坂７丁目１番16号 | 70,000 | 2.25 |
| ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町１丁目５番１号 | 67,500 | 2.17 |
| 安田企業投資４号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区麹町３丁目３番地８号 | 62,500 | 2.01 |
| アント・リード２号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内１丁目２番１号 | 57,500 | 1.85 |
| イノベーション・エンジン三号投資事業有限責任組合 | 東京都港区芝二丁目３番12号 | 53,700 | 1.73 |
| 樋掛 早亜子（注）6,8 | 東京都豊島区 | 41,400<br>(1,400) | 1.33<br>(0.05) |
| Sueko Matsumura Ng（注）6 | 米国カリフォルニア州 | 41,000 | 1.32 |
| 投資事業組合オリックス１０号 | 東京都港区浜松町２丁目４番１号 | 40,000 | 1.29 |
| 投資事業組合オリックス９号 | 東京都港区浜松町２丁目４番１号 | 40,000 | 1.29 |
| 藤田 妃佐子（注）6 | 香川県善通寺市 | 40,000 | 1.29 |
| 野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町２丁目２番２号 | 40,000 | 1.29 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内１丁目２番１号 | 40,000 | 1.29 |
| 株式会社カネカ | 大阪市北区中之島３丁目２番４号 | 39,000 | 1.25 |
| ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町１丁目５番１号 | 37,500 | 1.21 |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| 野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町２丁目２番２号 | 37,000 | 1.19 |
| 山崎 啓子（注）3 | 香川県東かがわ市 | 35,500<br>(14,500) | 1.14<br>(0.47) |
| アンジェスMG株式会社 | 大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目7番15号 | 27,700 | 0.89 |
| 秋友 比呂志（注）3 | 千葉県船橋市 | 25,500<br>(14,500) | 0.82<br>(0.47) |
| 濱本 英利（注）3 | 徳島県板野郡北島町 | 23,500<br>(18,500) | 0.76<br>(0.59) |
| 中銀投資事業組合３号 | 岡山市北区丸の内１丁目14番17号 | 22,300 | 0.72 |
| 百十四ベンチャー育成第２号投資事業有限責任組合 | 香川県高松市亀井町５番地１ | 20,000 | 0.64 |
| 投資事業有限責任組合オリーブ一号 | 香川県高松市亀井町７番地１ | 20,000 | 0.64 |
| 奥山 有里子（注）6 | 山形県鶴岡市 | 20,000 | 0.64 |
| いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合 | 愛媛県松山市三番町４丁目12番地１ | 18,500 | 0.59 |
| 安田企業投資３号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区麹町３丁目３番地８号 | 18,500 | 0.59 |
| NIFSMBC－V2006神戸バイオ・メディカル４号投資事業有限責任組合 | 東京都中央区日本橋茅場町１－13－12 | 15,700 | 0.50 |
| 明治キャピタル８号投資事業組合 | 東京都千代田区麹町３丁目３番地８ | 15,000 | 0.48 |
| 桑原 雄二（注）3 | 米国マサチューセッツ州 | 14,000<br>(14,000) | 0.45<br>(0.45) |
| バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合 | 大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目７番15号 | 13,800 | 0.44 |
| ベネッセ中銀投資事業有限責任組合１号 | 岡山市北区南方３丁目７－17 | 13,700 | 0.44 |
| 源内スピリット１号投資事業有限責任組合 | 香川県高松市亀井町７番地１ | 12,500 | 0.40 |
| 日興地域密着型産学官連携投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内一丁目２番１号 | 12,500 | 0.40 |
| りそなキャピタル成長支援投資事業有限責任組合 | 東京都中央区日本橋茅場町１丁目10番５号 | 12,000 | 0.39 |
| 香川証券株式会社(注) 7 | 香川県高松市磨屋町４－８ | 10,000 | 0.32 |
| 中銀投資事業組合２号 | 岡山市北区丸の内１丁目14番17号 | 10,000 | 0.32 |
| 田村 順一（注）3 | 大阪府豊中市 | 9,700<br>(9,500) | 0.31<br>(0.31) |
| りそなキャピタル株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町１丁目10番５号 | 8,000 | 0.26 |
| 石橋 賢樹（注）8 | 徳島県鳴門市 | 7,000<br>(5,000) | 0.23<br>(0.16) |
| 福井 優（注）5 | 兵庫県西宮市 | 6,600<br>(6,500) | 0.21<br>(0.21) |
| 合田 公志郎（注）8 | 大阪市阿部野区 | 6,500<br>(6,500) | 0.21<br>(0.21) |
| 辰巳 昇（注）8 | 香川県高松市 | 6,000<br>(6,000) | 0.19<br>(0.19) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| 天野 江美 (注) 8 | 香川県高松市 | 4,200<br>(2,700) | 0.14<br>(0.09) |
| 三輪 泰司 (注) 8 | 香川県高松市 | 4,200<br>(4,200) | 0.14<br>(0.14) |
| Martine A. Francis(注) 8 | 米国ヴァージニア州 | 4,000<br>(4,000) | 0.13<br>(0.13) |
| 小林 勝則 (注) 8 | 徳島県板野郡北島町 | 4,000<br>(4,000) | 0.13<br>(0.13) |
| 播磨 久明 | 徳島県徳島市 | 3,800<br>(3,800) | 0.12<br>(0.12) |
| 藤定 繁夫 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 3,000<br>(3,000) | 0.10<br>(0.10) |
| 川畑 博文 (注) 8 | 兵庫県三田市 | 3,000<br>(3,000) | 0.10<br>(0.10) |
| 秋友 光輝 (注) 6 | 香川県高松市 | 2,000 | 0.06 |
| 森 万希子 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 1,400<br>(1,400) | 0.05<br>(0.05) |
| 藤本 和美 (注) 8 | 茨城県北相馬郡利根町 | 1,300<br>(1,300) | 0.04<br>(0.04) |
| 山中 勝弘 (注) 8 | 香川県高松市 | 1,300<br>(1,300) | 0.04<br>(0.04) |
| 谷本 高広 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 1,300<br>(1,300) | 0.04<br>(0.04) |
| 秋友 敬子 (注) 6 | 千葉県船橋市 | 1,000 | 0.03 |
| 中平 敏男 | 徳島県徳島市 | 1,000<br>(1,000) | 0.03<br>(0.03) |
| 鎌田 尚子 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 1,000<br>(1,000) | 0.03<br>(0.03) |
| 森吉 達朗 (注) 8 | 徳島県鳴門市 | 1,000<br>(1,000) | 0.03<br>(0.03) |
| 筒井 進 (注) 5 | 香川県東かがわ市 | 1,000<br>(1,000) | 0.03<br>(0.03) |
| 團野 浩 (注) 5 | 東京都調布市 | 1,000<br>(1,000) | 0.03<br>(0.03) |
| 竹本 真喜子 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 700<br>(700) | 0.02<br>(0.02) |
| 濱本 里香 (注) 6,8 | 徳島県板野郡北島町 | 600<br>(600) | 0.02<br>(0.02) |
| 濱田 充代 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 600<br>(600) | 0.02<br>(0.02) |
| 近藤 泰之 (注) 8 | 香川県東かがわ市 | 500<br>(500) | 0.02<br>(0.02) |
| 志摩 康雄 | 徳島県板野郡北島町 | 200 | 0.01 |
| 原田 秀昭 | 徳島県徳島市 | 200<br>(200) | 0.01<br>(0.01) |
| 半間 範隆 | 和歌山県橋本市 | 100 | 0.00 |
| 濱本 庄作 (注) 6 | 香川県小豆郡土庄町 | 100 | 0.00 |
| 計 | ― | 3,110,300<br>(199,000) | 100.00<br>(6.40) |

（注） 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社取締役）
4. 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
5. 特別利害関係者等（当社監査役）
6. 特別利害関係者等（当社取締役の二親等以内の血族）
7. 特別利害関係者等（金融商品取引業者）
8. 当社あるいは当社子会社従業員
9. （　　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

株式会社メドレックス
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　倉　　康 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久　保　誉　一 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 越　智　慶　太 | ㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成22年１月１日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

株式会社メドレックス
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　倉　　康 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久　保　誉　一 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 越　智　慶　太 | ㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成23年１月１日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月20日

株式会社メドレックス
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　倉　　康 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久　保　誉　一 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 越　智　慶　太 | ㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成24年１月１日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成24年７月１日から平成24年９月30日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成24年１月１日から平成24年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成24年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

株式会社メドレックス
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　倉　　康 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久　保　誉　一 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 越　智　慶　太 | ㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成22年１月１日から平成22年12月31日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

株式会社メドレックス
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　倉　　康 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久　保　誉　一 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 越　智　慶　太 | ㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成23年１月１日から平成23年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

宝印刷株式会社印刷